

平成 26 年度第 2 回おおいた子ども・子育て応援県民会議

(行政説明)「おおいた子ども・子育て応援プラン (第 3 期計画)」(仮称)  
の素案について

# おおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)(仮称)の骨子(案)

## めざす姿

一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる社会

## 具 体 像

- ①地域に支えられながら、安心して子育てをすることができる
- ②必要なときに子育て支援サービスを利用することができる
- ③親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる
- ④希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる
- ⑤かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる

## 基本目標

子育て満足度日本一の実現

## 基本姿勢

子どもの育ちの支援

子育ての支援

## 基本施策

1 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり

2 地域における子育ての支援

3 子育ても仕事もしやすい環境づくり

4 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

5 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

6 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進

7 子どもにとって安全・安心なまちづくり

## 評価体系

個別事業ごとの評価  
(アウトプット指標)

総合的な評価  
(アウトカム指標)

## めざす姿

- 一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる社会
  - ・ 子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在である。子育て満足度日本一の実現を通じて、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる社会を目指す。

## 基本目標

- 子育て満足度日本一の実現
  - ・ 子ども・子育て支援の取り組みを通じて、より多くの子どもの笑顔をはぐくみ、生まれて良かった、生んで良かった、住んで良かったと思える大分県の未来を拓く。

## 基本姿勢

- 子どもの育ちの支援
  - ・ 人が生まれながらにして持っている、成長する力や周囲に働きかける力を支援することにより、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育つことができる環境を整備する。
- 子育ての支援
  - ・ 子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることにより、保護者が子育ての責任を果たしつつ親として成長するとともに、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを整える環境を整備する。

## 評価体系

- 基本目標である「子育て満足度」日本一について、分かりやすく、かつ、きめ細かく評価するため、効果に関する指標(アウトカム指標)と個別事業ごとの指標(アウトプット指標)を組み合わせた評価体系とする。

## 個別事業ごとの評価指標(原案)

章	節・項	(通番)	指標名	第2期 計画
第1章 子どもの成長 と子育てをみんなで 支える意識づくり	(2)子どもの人権を尊重する意識づくり	1	体験的参加型による人権学習を実施した学校の割合	○
		2	人権教育推進のファシリテーター養成数	
	(3)男女共同参画に関する意識づくり	3	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	
		4	管理的職業従事者に占める女性の割合	
第2章 地域における 子育ての支援	(1)地域子育て支援サービスの充実	5	地域子育て支援拠点数	○
		6	ファミリー・サポート・センター事業実施市町村数	○
		7	一時預かり実施保育所(人日)	○
		8	ショートステイ事業実施市町村数	○
		9	トワイライトステイ事業実施市町村数	○
		10	放課後児童クラブ(人日)	○
	(2)幼児期の教育・保育の環境整備	11	教育・保育施設定員数(1号認定)	
		12	教育・保育施設定員数(2号認定)	
		13	教育・保育施設定員数(3号認定)	
		14	認定こども園数	
		15	認定こども園と幼稚園における在園児の預かり保育(一時預かり)実施割合	
		16	病児・病後児保育実施施設数	○
		17	専門的保育士(保育コーディネーター)養成数	
	(3)子育て支援者の育成	18	地域子育て支援拠点職員研修の受講者数(のべ)	
		19	ホームスタート事業に関わる訪問ボランティア数	
		20	放課後児童クラブ指導員研修の受講者数(のべ)	
	(4)子育て支援サービスに関する情報 提供の充実	21	利用者支援者事業を実施している市町村数	
		22	ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数	○
	(5)子育て支援のネットワークづくり	23	見守りなどの小地域ネットワーク組織が設置された自治会数	○
		24	ボランティアコーディネート率	

章	節・項	(通番) 指標名	第2期 計画
(第2章 地域における子育ての支援)	((5)子育て支援のネットワークづくり)	25 放課後児童クラブと連携実施している放課後チャレンジ教室の割合	
		26 NPO等と協働した児童生徒に対する体験型環境教育	
		27 総合型地域スポーツクラブの加入者数	
第3章 子育ても仕事もしやすい環境づくり	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進	28 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定企業数	
	(2)男性の育児参画の推進	29 男性の子育て支援事業を実施している市町村数	
	(3)女性の就労支援	30 働きたい女性のための託児サービス利用者数	
	(4)若者の就労支援	31 若年者(30歳未満)就職率	
		32 新規高卒者の県内就職率	
		33 「ジョブカフェおおいた」における新規求職者就職率	
		34 (農業・林業・水産業)新規就業者数	○
第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	(1)児童虐待に対する取組の強化	35 関係職員を対象とした専門研修の受講者数	
	(2)社会的な養護の場の充実	36 里親等委託率	○
		37 里親登録数	
		38 小規模グループケア率	
		39 地域小規模児童養護施設数	○
		40 児童家庭支援センター数	○
		41 児童養護施設における「基幹的職員」数	○
	(3)ひとり親家庭への支援	42 ひとり親家庭からの相談件数	
		43 母子家庭等自立支援プログラムの作成者数	
		44 母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業実績率	
		45 母子家庭自立支援給付金利用者数	
		46 ひとり親家庭の16歳の子どもの在学率	
	(4)子どもの貧困対策の推進	(国が示す大綱を確認後決定)	
	(5)障がい児への支援	47 5歳児健診実施市町村数	
		48 知的障害特別支援学校高等部生徒の一般就労率	

章	節・項	(通番)	指標名	第2期 計画
(第4章 きめ細かな 対応が必要な子ども と親への支援)	(6)いじめ・不登校やひきこもりへの対応	49	不登校児童生徒の出現率(小学校)	
		50	不登校児童生徒の出現率(中学校)	
		51	いじめの解消率	
		52	青少年自立支援センターの活用(相談件数)	
	(7)在住外国人の親と子どもへの支援	53	外国語対応相談窓口開設時間数	
第5章 結婚・妊娠・ 出産・育児の切れ目 のない支援の推進	(1)結婚・妊娠・出産への支援	54	不妊専門支援センターの相談件数	
		55	若者に対する結婚意識啓発受講者数	
		56	DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	
	(2)子どもや母親の健康づくり	57	周産期死亡率	
		58	妊娠11週以下での妊娠の届出率	
		59	産後1か月でEPDS9点以上を示した人へのフォロー体制がある市町村の割合	
		60	乳幼児健康診断の受診率(1歳6か月)	
		61	乳幼児健康診断の受診率(3歳)	
		62	むし歯のない3歳児の割合	
		63	むし歯のない12歳児の割合	
	(3)思春期からの健康づくり	64	全出生数中の低出生体重児の割合	
		65	10代の人工妊娠中絶件数	○
		66	学校保健委員会を開催している学校の割合(小学校、中学校、高等学校)	
	(4)子どもの病気への支援	67	スクールソーシャルワーカーの配置状況	
		68	小児の重症患者を受け入れる二次救急医療圏の整備率	
	(5)食育の推進	69	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(小5)	○
		70	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(中2)	○
71		おおいた食育人材バンクの「食文化」分野登録者数		
第6章 子どもの生きる 力をはぐむ教育 の推進	(1)-①確かな学力の育成	72	授業がわかると感じている児童生徒の割合(小5/4教科)	○
		73	授業がわかると感じている児童生徒の割合(中2/5教科)	○

章	節・項	(通番) 指標名	第2期 計画
(第6章 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進)	((1)-①確かな学力の育成)	74 全国学力・学習状況調査B問題における低学力層児童生徒の割合(小学校)	
		75 全国学力・学習状況調査B問題における低学力層児童生徒の割合(中学校)	
	(1)-②豊かな心の育成	76 福祉施設一日訪問体験に参加した高校生の数	○
		77 1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合(小5、中2)	
	(1)-③健康・体力づくりの推進	78 運動・スポーツを週3日以上行う児童生徒の割合(小学校)	
	(1)-④幼児教育の充実	79 保育力向上研修会を受講した教諭・保育士等の数(のべ)	
	(1)-⑤信頼される学校づくり	80 ホームページなどで地域住民に学校評価を公開している割合	
		81 運動部活動に地域人材を活用している中学校の割合	
	(2)家庭や地域の教育力の向上	82 大分県芸術文化振興会議が選定した芸術文化事業等の鑑賞児童生徒数	
		83 地域の協力による子どもの自己実現を支える事業へ参加した支援者の割合	
		84 森林環境教育参加者数	
第7章 子どもにとって安全・安心なまちづくり	(1)子育てしやすい生活環境づくり	85 バリアフリー化された県営住宅の割合	
	(2)安心して外出できる環境づくり	86 あったか・はーと駐車場協力施設数	
		87 1人あたりの都市公園等面積	
	(3)子どもの安全を守るまちづくり	88 法指定通学路における歩道等整備率(市町村道を除く)	○
		89 ゾーン30の設置箇所数	
	(4)子どもの非行を防ぐ環境づくり	90 フィルタリングサービスその他の方法により携帯電話等によるインターネット利用を監督している保護者の割合(小・中・高)	
		91 ヤングサポートパトロール実施回数	
92 薬物乱用防止教室を実施している中・高校の割合			

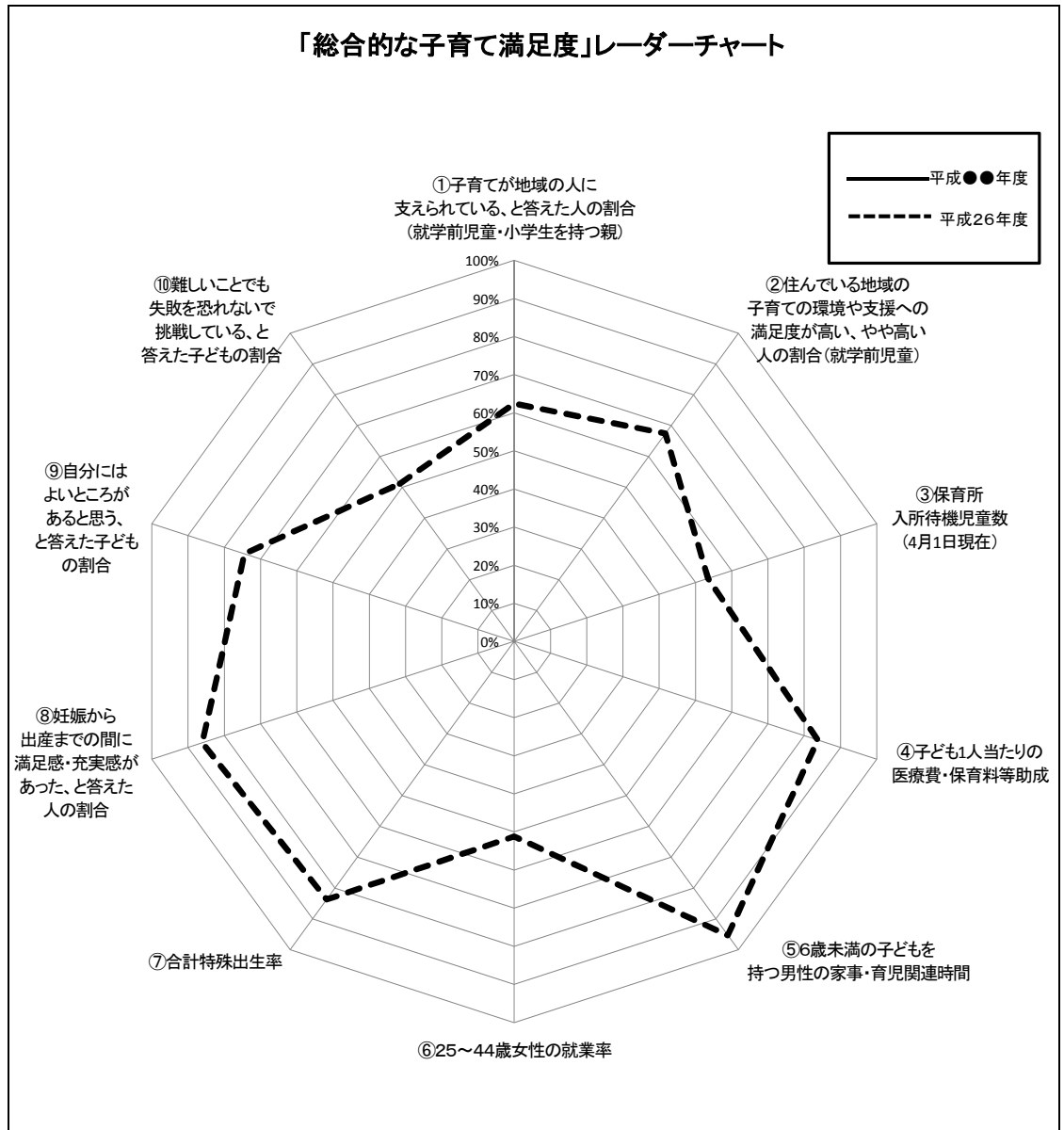
# 総合的な評価指標（原案）

具体像	指標	目標値 (31年度)	現況値 (26年度)	最新値	進捗	出典
(1) 地域に支えられながら、安心して子育てをすることができる	①子育てが地域の人に支えられている、と答えた人の割合（就学前児童・小学生を持つ親）	100.0%	62.4%			平成25年度子ども・子育て支援事業計画のための実態調査（市町村調べ）
	②住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度が高い、やや高い人の割合（就学前児童）	全国トップレベル (5位) 39.2%	19位 24.5%			
(2) 必要なときに子育て支援サービスを利用することができる	③保育所入所待機児童数（4月1日現在）	全国トップレベル (5位) 0人	25位 95人			平成25厚生労働省調べ（4月）
	④子ども1人当たりの医療費・保育料等助成	全国トップレベル (5位) 10,911円	12位 9,487円			こども子育て支援課調べ
(3) 親と子どもが十分に向き合うときを持ち、互いに喜びを感じることができる	⑤6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間	全国トップレベル (5位) 93分	7位 86分			平成23年社会生活基本調査
	⑥25～44歳女性の就業率	全国トップレベル (5位) 79.1%	26位 71.7%			平成24年就業構造基本調査
(4) 希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる	⑦合計特殊出生率	全国トップレベル (5位) 1.64	12位 1.56			平成25年人口動態統計月報統計（概数）
	⑧妊娠から出産までの間に満足感・充実感があった、と答えた人の割合	全国トップレベル (5位) 95.0%	11位 94.3%			平成25年「健やか親子21」進捗状況に関する実態調査
(5) かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる	⑨自分にはよいところがあると思う、と答えた子どもの割合	全国トップレベル (5位) 72.1%	16位 68.2%			平成25年度全国学力・学習状況調査
	⑩難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している、と答えた子どもの割合	全国トップレベル (5位) 71.1%	26位 67.3%			

達成率

70.9%

「総合的な子育て満足度」レーダーチャート





# おいいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）（仮称）の構成（案）

## ■ 計画策定にあたって

（計画策定の趣旨、計画の性格、計画の期間、県民意見等の反映）

## ■ I 総論編

### 第1章 少子化の現状

### 第2章 後期計画の評価

（個別事業ごとの評価、総合的な評価）

### 第3章 計画の基本的な考え方

（めざす姿、具体像、基本目標、基本姿勢）

### 第4章 計画の推進にあたって

（家庭や地域、学校、企業等の役割）

## ■ II 各論編

※右欄に記載

## ■ III 第3期計画の評価

（個別事業ごとの評価、総合的な評価）

## ■ IV 資料編

（市町村担当窓口一覧、各論編施策別担当課・室一覧 等）

## 各論編

（下線は第2期計画からの変更箇所）

第1章 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり

- (1)社会全体の意識づくり
- (2)子どもの人権を尊重する意識づくり
- (3)男女共同参画に関する意識づくり

第2章 地域における子育ての支援

- (1)地域子育て支援サービスの充実
- (2)幼児期の教育・保育の環境整備
- (3)子育て支援者の育成
- (4)子育て支援サービスに関する情報提供の充実
- (5)子育て支援のネットワークづくり

第3章 子育ても仕事もしやすい環境づくり

- (1)ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2)男性の育児参画の推進
- (3)女性の就労支援
- (4)若者の就労支援

第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

- (1)児童虐待に対する取組の強化
- (2)社会的な養護の場の充実
- (3)ひとり親家庭への支援
- (4)子どもの貧困対策の推進
- (5)障がい児への支援
- (6)いじめ・不登校やひきこもりへの対応
- (7)在住外国人の親と子どもへの支援

第5章 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

- (1)結婚・妊娠・出産の支援
- (2)子どもや母親の健康づくり
- (3)思春期からの健康づくり
- (4)子どもの病気への支援
- (5)食育の推進

第6章 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進

- (1)子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり
- (2)家庭や地域の教育力の向上

第7章 子どもにとって安全・安心なまちづくり

- (1)子育てしやすい生活環境づくり
- (2)安心して外出できる環境づくり
- (3)子どもの安全を守るまちづくり
- (4)子どもの非行を防ぐ環境づくり



## 各論編（新旧対照表）

## 第1章 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
1	1	<p>社会全体の意識づくり</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや子育て中のお母さん、お父さんに声をかけ、気遣う温かなふれあいが、どこにでもあります。</li> <li>・若い世代が、子どもを生み、育てることに夢や希望を持つことができます。</li> <li>・子どもも大人も、みんなが、大切にされている、共に生きているという幸せを実感することができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>①子どもと子育て家庭を社会全体で支える機運を醸成するため、すべての県民が、次世代育成支援対策の必要性について理解を深めるとともに、それぞれの地域や立場に応じた取組の輪が広がるよう、全県的な広がりのある広報・啓発活動を展開します。</p> <p>②子どもや若者が、出産や子育ての大変さばかりでなく、意義や素晴らしさ等を感じられるよう、肯定的なメッセージを、様々な機会を活用して発信します。</p> <p>③「大分県人権尊重社会づくり推進条例」に基づき、人権が尊重される社会づくりを推進します。</p>	<p>社会全体の意識づくり</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや子育て中のお母さん、お父さんに声をかけ、気遣う温かなふれあいが、どこにでもあります。</li> <li>・若い世代が、子どもを生み、育てることに夢や希望を持つことができます。</li> <li>・子どもも大人も、みんなが、大切にされている、共に生きているという幸せを実感することができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>①子どもと子育て家庭を社会全体で支える機運を醸成するため、すべての県民が、次世代育成支援対策の必要性について理解を深めるとともに、それぞれの地域や立場に応じた取組の輪が広がるよう、全県的な広がりのある広報・啓発活動を展開します。</p> <p>②子どもや若者が、出産や子育ての大変さばかりでなく、意義や素晴らしさ等を感じられるよう、肯定的なメッセージを、様々な機会を活用して発信します。</p> <p>③「大分県人権尊重社会づくり推進条例」に基づき、人権が尊重される社会づくりを推進します。</p>
1	2	<p>子どもの人権を尊重する意識づくり</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが、「自分の権利」について、学校や地域できちんと学ぶことができます。</li> <li>・子どもが、自分も他者も大切にすることを大切にすることができます。</li> <li>・大人が、子どもの意見や気持ちを尊重し、子どもとの対話を大切にします。</li> </ul>	<p>子どもの人権を尊重する意識づくり</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが、「自分の権利」について、学校や地域できちんと学ぶことができます。</li> <li>・子どもが、自分も他者も大切にすることを大切にすることができます。</li> <li>・大人が、子どもの意見や気持ちを尊重し、子どもとの対話を大切にします。</li> </ul>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
1	2	<p>2 具体的な取組</p> <p>①子どもの権利についての普及・啓発</p> <p>ア 子どもを権利の主体として位置付けた「子どもの権利条約」の趣旨や、「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない」とする「児童福祉法」の理念の普及に努めます。</p> <p>イ 子どもが、自分の暮らしや将来に関わることについて、自由に自分の気持ちや意見を大人に伝えられる機会を積極的に設けます。</p> <p>ウ <u>児童買春や虐待等、社会的弱者として権利を侵害されやすい立場に置かれている子どもの現状について認識を深めるとともに、子どもを社会全体で守る機運の醸成が図られるよう、児童ポルノ法や児童虐待防止法等の周知に努めます。</u></p> <p>②子どもの人権に関する学習の推進</p> <p>ア 子どもが、自分と他者それぞれの権利の大切さを認めながら、生活の中にある人権侵害に気づき、適切に対処するためのスキル（技能）や態度の育成を図ります。</p> <p>イ 子どもが、相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝える等、発達段階に応じて意見表明をする力量を高めるための学習を進めます。</p> <p>（新設）</p>	<p>2 具体的な取組</p> <p><u>（1）子どもの権利についての普及・啓発</u></p> <p>①子どもを権利の主体として位置付けた「子どもの権利条約」の趣旨や、「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない」とする「児童福祉法」の理念の普及に努めます。</p> <p>②子どもが、「子どもの権利条約」等に基づいた学習をとおして自分の暮らしや将来に関し、自由に自分の気持ちや意見を大人に伝えられる機会を積極的に設けます。</p> <p>③いじめや虐待等子どもの現状について、認識を深めるとともに子どもを社会全体で守る環境づくりに努めます。</p> <p><u>（2）子どもの人権に関する学習の推進</u></p> <p>①子どもが、自分と他者それぞれの権利の大切さを認めながら、生活の中にある人権侵害に気づき、適切に対処するためのスキル（技能）や態度の育成を図ります。</p> <p>②子どもが、相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝える等、発達段階に応じて意見表明をする力量を高めるための学習を進めます。</p> <p><u>（3）子どもの自尊感情の醸成</u></p> <p>①子どもが、肯定的な感情や自分を価値ある存在と思う気持ちを感じることのできるような学習を進めます。</p> <p>②子どもが、相互の違いを認め合う中で、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができる学習を進めます。</p>
1	3	<p>男女共同参画に関する意識づくり</p> <p>1 めざす姿</p> <p>・「男は仕事、女は家庭」など、固定的な性別役割分担意識が是正さ</p>	<p>男女共同参画に関する意識づくり</p> <p>1 めざす姿</p> <p>・「男は仕事、女は家庭」など、固定的な性別役割分担意識が是正さ</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
1	3	<p>れ、個人の考え方や行動が尊重されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性も女性も、共に家事や育児に参画し、共に喜びと責任を分かち合っ て心豊かに暮らすことができます。</li> <li>・女性も男性も、家庭生活と仕事や地域活動を両立させて、充実した 生活を送ることができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>①<u>女性も男性も家庭や地域、職場において、個性と能力を十分発揮し、 多様な選択が可能となるよう、幅広い世代を対象に、NPO、企業、 大学及び地域団体等多様な主体の参加により、男女共同参画に関する 教育・学習機会の提供や啓発の充実に努めます。</u></p> <p>②男性が家事や育児を主体的に行うことの意義や大切さについて理 解が広まるよう、広報啓発を行うとともに、男性の家事や育児のス キルアップを図る取組を推進します。</p> <p>③<u>女性の就業や、地域活動等へのチャレンジを支援するとともに、チ ャレンジを可能にするための環境づくりを推進します。</u></p>	<p>れ、個人の考え方や行動が尊重されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性も女性も、共に家事や育児に参画し、共に喜びと責任を分かち 合っ て心豊かに暮らすことができます。</li> <li>・女性も男性も、家庭生活と仕事や地域活動を両立させて、充実した 生活を送ることができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>①<u>男女が互いに対等な立場で、性別にかかわらず、個人が自分らしい 仕事や生き方を選択できる、男女ともに生きやすい社会となるよ う、幅広い世代を対象に、NPO、企業、大学及び地域団体等多様 な主体の参加により、男女共同参画に関する教育・学習機会の提供 や啓発の充実に努めます。</u></p> <p>②男性が家事や育児を主体的に行うことの意義や大切さについて理 解が広まるよう、広報啓発を行うとともに、男性の家事や育児のス キルアップを図る取組を推進します。</p> <p>③<u>女性の就労や地域活動等、女性の活躍を推進します。</u></p>

## 第2章 地域における子育ての支援

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
2	1	<p>子育て支援サービスの充実等</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや子育てについて悩んだり、困ったりした時に、気軽に話を聴いてもらったり、相談できる場所が身近にあります。</li> <li>・子どもを預けて、ちょっと用事を済ませたり、外出することができます。</li> <li>・子どもが、同じ年頃の友達と一緒に遊べる機会が増えます。</li> <li>・子どもが、<u>保育園や幼稚園から小学校に進んだ後も</u>、安心して働くことができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p><u>(1) 子育て支援サービスの充実</u> (新設)</p> <p>①<u>主に乳幼児のいる親とその子どもが気軽に集い、交流や育児相談等ができる「地域子育て支援拠点」の設置を促進するとともに、「地域子育て支援拠点」から家庭等に出向き、支援を行う等、機能の充実に努めます。</u> (新設)</p> <p>②<u>保護者の病気や買い物等の用事の際に、地域の人たちが会員制で子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター」の実施を促進します。</u></p> <p>③<u>冠婚葬祭、保護者の育児疲れや病気等のため、一時的に家庭での子育てが困難となった場合に、子どもを保育所等で預かる「一時預かり」の充実を図ります。</u></p>	<p>地域子育て支援サービスの充実</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや子育てについて悩んだり、困ったりした時に、気軽に話を聴いてもらったり、相談できる場所が身近にあります。</li> <li>・子どもを預けて、ちょっと用事を済ませたり、<u>外出したり</u>することができます。</li> <li>・子どもが、同じ年頃の友達と一緒に<u>学び、遊べる</u>機会が増えます。</li> <li>・子どもが、<u>保育所等から</u>小学校に進んだ後も、安心して働くことができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組 (削除)</p> <p>①<u>24時間365日体制で子どもと子育てに関するあらゆる電話相談を受ける「いつでも子育てほっとライン(0120-462-110 よろず110番)」を充実する等により子育ての不安解消を図ります。</u></p> <p>②<u>主に乳幼児とその親が気軽に集い、交流や育児相談等ができる「地域子育て支援拠点」の設置を促進するとともに、<u>地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するための取組みのほか</u>、「地域子育て支援拠点」から家庭等に出向く訪問支援を行う等、機能の充実に努めます。</u></p> <p>③<u>利用者にとって身近で、利用しやすい「地域子育て支援拠点」等で子育て家庭の個別ニーズを把握し、相談・情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。</u></p> <p>④<u>保護者の病気や買い物等の用事の際に、地域の人たちが会員制で子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター」の実施を促進します。</u></p> <p>⑤<u>冠婚葬祭、保護者の育児疲れや病気等のため、一時的に家庭での子育てが困難となった場合に、子どもを保育所等で預かる「一時預かり」の充実を図ります。</u></p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
2	1	<p>④<u>幼稚園における子育て支援の取組として、教育課程終了後等に引き続き園児を預かる「預かり保育」をはじめ、教育相談の実施、施設等の地域開放を促進します。</u></p> <p>（新設）</p> <p>⑤<u>保護者が病気等の理由により、家庭における子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等で短期間子どもを預かる「ショートステイ事業」を促進します。</u></p> <p>⑥<u>保護者が仕事やその他の理由で平日の夜間等に不在となり、子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等で預かる「トワイライトステイ事業」を促進します。</u></p> <p>⑦<u>昼間、家庭に保護者がいない、主に小学校低学年児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保する等、サービスの向上を図ります。</u></p> <p>⑧<u>小学生に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、体験・交流・学習活動を提供するため、地域の人たちの協力を得て「放課後子ども教室」の実施を促進します。また、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」との連携を推進します。</u></p> <p><u>（2）多様な子育て支援サービスの促進</u></p> <p>①<u>地域のNPOや企業と協働して、子育て家庭の親子が買い物等のついでに、交流や相談、託児体験ができる機会を提供します。</u></p> <p>②<u>子育て中であっても、研修会や講演会等に子ども連れで参加しやすくなるよう、NPOなどによる託児サービスの仕組みづくりを支援します。</u></p>	<p>（削除）</p> <p>⑥<u>認定こども園や幼稚園、保育所等における、地域の子育て家庭に対する相談や、施設を活用した親子交流の場の開設等による情報提供等、保育士等の専門性を活用した地域の子育て支援の取組を促進します。</u></p> <p>⑦<u>保護者が病気等の理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で短期間（7日以内）子どもを預かる「ショートステイ事業」を促進します。</u></p> <p>⑧<u>保護者が仕事やその他の理由で平日の夜間又は休日等に不在となり、子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等で預かる「トワイライトステイ事業」を促進します。</u></p> <p>⑨<u>昼間、家庭に保護者がいない、小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保する等、サービスの向上を図ります。</u></p> <p>⑩<u>小学生に対し、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に、体験・交流・学習活動を提供するため、地域の人たちの協力を得て「放課後チャレンジ教室」「土曜教室」の実施を促進します。また、「放課後チャレンジ教室」「土曜教室」と「放課後児童クラブ」との連携を推進します。</u></p> <p>（第2章第5節と統合）</p> <p>（削除）</p>



章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
2	2	<p><u>保育サービスの充実等</u></p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（新設）</li> <li>・3歳未満で二人目以降の子どもの保育料を軽減します。</li> <li>・働きたい時に、子どもを預けることができる保育園があります。</li> <li>・働きたい方に応じた、様々な保育サービスがあります。</li> </ul> <p>・保育園は、子どもにとって安全で、安心できる、楽しい場所です。保護者も安心して預けることができます。</p> <p>2 具体的な取組</p> <p>（1）<u>必要な保育サービスの確保</u></p> <p>①<u>保育ニーズに応じた保育サービスを確保するため、地域の実情を踏まえ、保育所の定員の見直しに取り組むとともに、必要に応じて新たな保育所の設置認可を行います。</u></p> <p>②<u>子どもの健やかな成長にとって適切な集団規模の確保等が図られるよう、「認定こども園」の整備に努めます。</u></p> <p>③<u>保育ニーズの増大や児童数の減少等により、保育所における保育が困難となった地域においても保育サービスが提供できるよう、保育者の居宅等において少数の乳幼児を保育する「家庭的保育事業（保育ママ）」の実施を促進します。</u></p> <p>④<u>保育所を利用する子どもの安心・安全を確保するため、老朽化した施設の改修・改築等、保育所の施設整備を促進します。</u></p> <p>⑤<u>子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、保育所や認可外保育施設に入所する3歳未満児の保育料を第2子については半額、第3子以降については全額を減免する市町村の取組を支援します。</u></p>	<p><u>幼児期の教育・保育の環境整備</u></p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>身近な認定こども園や幼稚園、保育所で質の高い教育・保育が受けられます。</u></li> <li>・3歳未満で2人目以降の子どもの保育料を軽減します。</li> <li>・働きたい時に、子どもを預けることができる<u>保育所等</u>や様々な<u>保育サービス</u>があります。</li> <li>・<u>幼稚園、保育所等</u>は、子どもにとって安全で、安心できる、楽しい場所です。保護者も安心して預けることができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>（1）<u>幼児教育・保育の提供体制の確保（待機児童ゼロに向けた取組）</u></p> <p>①<u>地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市町村の計画等に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。</u></p> <p>②<u>保護者の働いている状況に関わらず利用が可能で、人口減少地域にあっても、子どもの健やかな成長にとって適切な集団規模の確保が図られる「認定こども園」の普及に努めます。</u></p> <p>③<u>保育ニーズの増大している地域や人口減少地域など、地域の様々な状況に合わせて保育の場が確保されるよう、少人数の単位で3歳未満の子どもの預かる「家庭的保育（保育ママ）」、「小規模保育」、「事業所内保育」、「居宅訪問型保育」を実施する市町村を支援します。</u></p> <p>④<u>幼稚園、保育所等を利用する子どもの安心・安全を確保するため、施設の改修・増改築等、施設整備を促進します。</u></p> <p>⑤<u>子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、保育所、認定こども園、認可外保育施設に入所する3歳未満児の保育料を減免する市町村の取組を支援します。</u></p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
2	2	<p>(2) 多様な保育サービスの充実</p> <p>①働き方の多様化に対応するため、「延長保育」や「休日保育」、「特定保育」の充実を図るとともに、<u>教育・保育を一体的に行う「認定こども園」の整備に努めます。</u></p> <p>②病気のため、保育所等での保育が困難な子どもを、病院・診療所等で預かる「病児・病後児保育」の実施を促進します。</p> <p>③医療従事者のための病院内保育所等に対する助成を行う等、事業所内保育施設の設置促進に努めます。</p> <p>④認可外保育施設に入所する子どもの安全を確保するため、健康診断等の経費助成を行う市町村の取組を支援します。</p> <p>⑤認可外保育施設の立入調査を実施し、調査結果を公表するとともに、すべての施設が指導監督基準を満たすよう改善指導を行います。</p> <p>(第2章第3節から移設)</p>	<p>(2) 多様な保育サービスの充実</p> <p>①働き方の多様化に対応するため、<u>保育所の「延長保育」や幼稚園や認定こども園で実施する「在園児を対象とした預かり保育（一時預かり）」の実施を促進します。</u></p> <p>②病気のため、保育所等での保育が困難な子どもを、病院・診療所等で預かる「病児・病後児保育」の実施を促進します。</p> <p>(削除)</p> <p>③認可外保育施設に入所する子どもの安全を確保するため、健康診断等の経費助成を行う市町村の取組を支援します。</p> <p>④認可外保育施設の立入調査を実施し、調査結果を公表するとともに、すべての施設が指導監督基準を満たすよう改善指導を行います。</p> <p><u>(3) 幼児教育・保育従事者の育成及び人材確保</u></p> <p>①<u>幼児教育・保育に従事する幼稚園教諭や保育士等の資質の向上を図るため、子どもの人権、保育に必要な知識及び技術、衛生管理等に関する研修を充実します。</u></p> <p>②<u>保育所等の機能強化を図るため、障害のある子どもやネグレクトなど特別な配慮が必要な家庭や子どもへの対応等専門性を高める研修を実施します。</u></p> <p>③<u>認可外保育施設の質の向上に向けて、認可外保育施設の保育従事者を対象とした研修を実施します。</u></p> <p>④<u>待機児童解消や多様な保育ニーズへの対応のため、保育士・保育所支援センターを設置するなどして、保育士等の人材確保を進めます。</u></p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
2	3	<p>子育て支援者の育成</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・思い通りにいかない子育てにイライラ。そんな時、あなたの気持ちを受け止め、安心や自信を引き出してくれる人がいます。</li> <li>・子どもに障がいや発達上の心配などがあるとき、専門家に<u>繋いだり</u>、市町村や関係機関と連携・協力して個別の支援をしてくれる人がいます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p><u>(1) 地域における子育て支援者の確保・養成及び質の向上</u></p> <p>①地域子育て支援拠点が、子育て家庭へのきめ細かな支援や地域における多様な子育て支援者との連携といった役割が果たせるよう、スタッフの資質向上を図る研修を実施します。</p> <p>②放課後児童クラブの指導者（放課後児童指導員）の資質の向上を図るため、保育や遊びの指導、子どもの人権、障がいのある子どもへの対応、保護者に対する支援等についての研修を充実します。</p> <p>③<u>親と子どもの良好なコミュニケーションや関わりを支援する「子育てコーチ」を養成し、保育所や幼稚園、地域子育て支援拠点等での活動を支援します。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>④地域の子育て家庭への相談支援活動を行う主任児童委員の資質向上を図るため、研修会を実施します。</p> <p>⑤公民館などで家庭教育や育児相談を行う「<u>子育てサポーター</u>」の養成講座開催に対し、支援を行います。</p>	<p>子育て支援者の育成</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・思い通りにいかない子育てにイライラ。そんな時、あなたの気持ちを受け止め、安心や自信を引き出してくれる人がいます。</li> <li>・子どもに障がいや発達上の心配などがあるとき、専門家に<u>つないだり</u>、市町村や関係機関と連携・協力して個別の支援をして<u>くれたり</u>する人がいます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>①地域子育て支援拠点が、子育て家庭へのきめ細かな支援や地域における多様な子育て支援者との連携といった役割が果たせるよう、スタッフの資質向上を図る研修を実施します。</p> <p>②放課後児童クラブの指導者（放課後児童指導員）の資質の向上を図るため、保育や遊びの指導、子どもの人権、障がいのある子どもへの対応、保護者に対する支援等についての研修を充実します。</p> <p>③<u>家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）に従事するスタッフのスキルアップのための研修会を実施するとともに、取組団体・市町村・県からなる会議を定期的開催し、情報交換を行うとともに、活動の質を確保するよう努めます。</u></p> <p>④（「<u>子育て支援員</u>」について追加予定。国研修ガイドラインの提示後に記載）。</p> <p>⑤<u>地域における家庭教育支援者の組織を「協育」ネットワーク内に立ち上げ、地域の状況に応じた家庭教育支援の取組を行います。</u></p> <p>⑥地域の子育て家庭への相談支援活動を行う主任児童委員の資質向上を図るため、研修会を実施します。</p> <p>⑦公民館などで家庭教育講座や子育てサロンなどを行う「<u>家庭教育支援員</u>」の養成講座を県が開催し、<u>支援員のスキルアップ</u>を行います。</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
2	3	<p>⑥子どもの心身の健康や豊かな情操が育まれるよう、児童館において遊びの指導等を行う児童厚生員等に対する研修事業への支援を行います。</p> <p><u>（2）保育サービスに携わる人材の確保・養成及び質の向上</u></p> <p>①<u>保育士等の資質の向上を図るため、障がいのある子どもや虐待を受けた子どもへの対応等専門性を高める研修を実施するとともに、子どもの人権や地域の子育て家庭に対する相談・支援に関する研修の充実を図ります。</u></p> <p>②<u>保育事業者等が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援します。</u></p> <p>③<u>認可外保育施設の質の向上に向けて、認可外保育施設の保育従事者を対象とした研修の充実に努めます。</u></p>	<p>⑧子どもの心身の健康や豊かな情操が育まれるよう、児童館において遊びの指導等を行う児童厚生員等に対する研修事業への支援を行います。</p> <p>（第2章第3節に移設）</p>
2	4	<p>子育て支援サービスに関する情報提供の充実</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援サービスに関する情報を必要とする家庭にわかりやすく提供します。</li> <li>・様々な子育て支援サービスの中から、自分が受けたいサービスを選ぶことができます。</li> <li>・子育てに関する情報をいつでも気軽に得ることができ、安心して子育てができます。</li> <li>・（第2章第6節から移設）</li> </ul> <p>2 具体的な取組 （③から統合）</p>	<p>子育て支援サービスに関する情報提供の充実</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援サービスに関する情報を必要とする家庭にわかりやすく提供します。</li> <li>・様々な子育て支援サービスの中から、自分が受けたいサービスを選ぶことができます。</li> <li>・子育てに関する情報をいつでも気軽に得ることができ、安心して子育てができます。</li> <li>・<u>身近な地域子育て支援拠点に行けば、子育てをサポートしてくれる人・場所・サービスを知ることができます。</u></li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>①<u>地域子育て支援拠点等において、子育て家庭の個別ニーズを把握し、相談・情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図るとと</u></p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
2	4	<p>①必要な子育て支援サービスを選択、利用しやすいように、「大分県子育て支援情報ホームページ『子育てのタネ』」に様々な情報を集約し、わかりやすく提供します。</p> <p>②病院の待合室やコンビニ等の場や、マスメディア、多様なICT（情報通信技術）を活用した情報提供等、子育て家庭への情報発信の方法等について創意工夫に努めます。</p> <p>③地域子育て支援拠点等において、<u>子育て家庭に出向いて必要な情報を届け支援を行うアウトリーチの取組の普及に努めます。</u></p> <p>④子育て支援に関する行政情報や、先進的な取組事例等を県ホームページ「大分県次世代育成支援のページ」等を活用して提供します。</p> <p>⑤「おおいたNPO情報バンク（おんぼ）」において、子育てに関わるNPO・ボランティア等についての情報をわかりやすく提供します。</p> <p>⑥住民に身近な市町村における、きめ細かな子育て支援情報の提供を促進します。</p>	<p><u>もに、子育て家庭に出向いて支援を行うアウトリーチの取組の中で、必要な情報提供に努めます。</u></p> <p>②必要な子育て支援サービスを選択、利用しやすいように、「大分県子育て支援情報ホームページ『子育てのタネ』」に様々な情報を集約し、わかりやすく提供します。</p> <p>③病院の待合室やコンビニ等の場や、マスメディア、多様なICT（情報通信技術）を活用した情報提供等、子育て家庭への情報発信の方法等について創意工夫に努めます。</p> <p>（①に統合）</p> <p>④子育て支援に関する行政情報や、先進的な取組事例等を県ホームページ「大分県次世代育成支援のページ」等を活用して提供します。</p> <p>⑤「おおいたNPO情報バンク（おんぼ）」において、子育てに関わるNPO・ボランティア等についての情報をわかりやすく提供します。</p> <p>⑥住民に身近な市町村における、きめ細かな子育て支援情報の提供を促進します。</p>
2	5	<p>子育て支援のネットワークづくり</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の<u>子育て支援拠点</u>に行けば、子育てをサポートしてくれる人・場所・サービスを知ることができます。</li> <li>・地域の人たちがつながり、みんなが応援をしてくれているということが実感できます。</li> <li>・支援サービスを受けるだけでなく、地域の活動に参加する楽しさ・喜びも得られます。</li> </ul> <p>（第2章第6節から移設）</p>	<p>子育て支援のネットワークづくり</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（第2章第3節に移設）</li> <li>・地域の人たちがつながり、みんなが応援をしてくれているということが実感できます。</li> <li>・支援サービスを受けるだけでなく、地域の活動に参加する楽しさ・喜びも得られます。</li> <li>・子どもが、安心して自由に過ごせる場所が<u>地域</u>にあります。</li> <li>・子どもが、年齢の違う子ども同士の遊びや、高齢者をはじめ地域の</li> </ul>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
2	5	<p>2 具体的な取組</p> <p>（1）地域子育て支援拠点を中心とした地域のネットワークづくり</p> <p>①地域ぐるみでの子育てを推進するため、「地域子育て支援拠点」を中心に、専門機関や様々な子育て支援サービスとの連携を図るとともに、子育てサークル等のグループへの支援やコーディネートを行う等、ネットワークづくりを進めます。</p> <p>②子育て支援の充実を図るため、地域子育て支援拠点間の連携を深め、外に出向いて必要な支援を行うアウトリーチの普及や、スタッフの専門性の確保等に取り組みます。</p> <p>（2）NPOやボランティア、関係団体等との連携・協働</p> <p>①民間の子育てに関する知識やノウハウを活用し、地域の実情に応じた自発的な子育て支援活動を推進するため、「大分県におけるNPOとの協働指針」に基づき、NPOやボランティアとの協働事業を推進します。</p> <p>②子育て支援活動を行うNPO相互の連携を強化し、それぞれの活動のレベルアップを図ります。</p> <p>③子育て親子の見守りや交流の場づくり等を推進するため、<u>社会福祉協議会や民生委員・児童委員等が中心となる</u>行、<u>ボランティアをはじめ、社会福祉施設、自治会、老人クラブ等のネットワークづくりを支援</u>します。</p> <p>④企業の子育て支援の取組を促進するため、地域で活動するNPO等と企業との協働を支援します。</p> <p>（第2章第6節から移設）</p>	<p>人たちとの交流を通じて、たくさんの体験や発見をすることができます。</p> <p>・子どもが、お父さんお母さんや学校の先生以外にも話を聴いてもらったり、<u>相談したり</u>できる場所があります。</p> <p>2 具体的な取組</p> <p>（1）地域子育て支援拠点を中心とした地域のネットワークづくり</p> <p>①地域ぐるみでの子育てを推進するため、「地域子育て支援拠点」を中心に、専門機関や様々な子育て支援サービスとの連携を図るとともに、子育てサークル等のグループへの支援やコーディネートを行う等、ネットワークづくりを進めます。</p> <p>②子育て支援の充実を図るため、地域子育て支援拠点間の連携を深め、外に出向いて必要な支援を行うアウトリーチの普及や、スタッフの専門性の確保等に取り組みます。</p> <p>（2）NPOやボランティア、関係団体等との連携・協働</p> <p>①民間の子育てに関する知識やノウハウを活用し、地域の実情に応じた自発的な子育て支援活動を推進するため、「大分県におけるNPOとの協働指針」に基づき、NPOやボランティアとの協働事業を推進します。</p> <p>（削除）</p> <p>②子育て親子の見守りや交流の場づくり等を推進するため、<u>社会福祉協議会等がコーディネートするボランティアをはじめ、民生委員・児童委員や老人クラブ、愛育班等の福祉関係団体、自治会、地域福祉活動を行う社会福祉法人等のネットワークづくりを支援</u>します。</p> <p>③企業の子育て支援の取組を促進するため、地域で活動するNPO等と企業との協働を支援します。</p> <p>（3）子どもの居場所づくり</p> <p>①<u>地域において、子どもが自主的に参加し、自由に遊べる児童館などの子どもの健全な居場所づくりを応援</u>します。</p> <p>②<u>地域の人たちの協力を得て体験・交流・学習活動を提供する「放課後チャレンジ教室」及び「土曜教室」と、「放課後児童クラブ」を</u></p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
2	5		<p><u>連携して、放課後や土曜日、長期休暇等における子どもの安全な居場所づくりを進めます。</u></p> <p>③<u>社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会が行う「子育てサロン」や、NPOやボランティアなどによる、地域における対話と交流の場づくりの活動を支援します。</u></p> <p><u>(4) 地域ぐるみの交流活動の推進</u></p> <p>①<u>児童館が、子育て家庭や異年齢の子どもの交流の場となるよう、子育て親子をはじめ、中学生や高校生の積極的な受入れや活動支援の取組を促進します。</u></p> <p>②<u>豊かな経験と知恵や技術を持つ高齢者との交流を図り、児童館や放課後児童クラブ、放課後チャレンジ教室及び土曜教室等の活動における地域の文化伝承や自然体験活動の取組を促進します。</u></p> <p>③<u>総合型地域スポーツクラブへの加入促進</u>  <u>子どもから高齢者まで誰もがそれぞれの興味・関心やレベルに合わせて気軽にスポーツに親しめるとともに、多様な交流の場となる「総合型地域スポーツクラブ」の創設・育成を推進します。</u></p> <p>④<u>大人が子どもの手本となるように、「大人が変われば子どもも変わる」県民運動に取組み、大人から子どもへの積極的な声かけを県民総参加で行う「県民総ぐるみあいさつ運動」などを行います。</u></p>
2	-	<p><u>地域ぐるみの交流活動の推進</u></p> <p>1 <u>めざす姿</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>子どもが、安心して自由に過ごせる場所が地域にあります。</u></li> <li>・<u>子どもが、年齢の違う子ども同士の遊びや、高齢者をはじめ地域の人たちとの交流を通じて、たくさんの体験や発見をすることができ</u></li> </ul>	(第2章第5節に統合)

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
2	-	<p>ます。</p> <p>・子どもが、お父さんお母さんや学校の先生以外にも話を聞いてもらったり、相談できる場所があります。</p> <p><u>2 具体的な取組</u></p> <p><u>(1) 子どもの居場所づくり</u></p> <p>①地域において、子どもが自主的に参加し、自由に遊べる児童館などの子どもの健全な居場所づくりを促進します。</p> <p>②地域の人たちの協力を得て体験・交流・学習活動を提供する「放課後子ども教室」と、「放課後児童クラブ」を連携して実施する「放課後子どもプラン」の取組を推進し、放課後や長期休暇等における子どもの安全な居場所づくりを進めます。</p> <p>③社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会が行う「子育てサロン」や、NPOやボランティアなどによる、地域における対話と交流の場づくりの活動を支援します。</p> <p><u>(2) 地域ぐるみの交流活動の推進</u></p> <p>①児童館が、子育て家庭や異年齢の子どもの交流の場となるよう、子育て親子をはじめ、中学生や高校生の積極的な受入れや活動支援の取組を促進します。</p> <p>②豊かな経験と知恵や技術を持つ高齢者との交流を図り、児童館や放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の活動における地域の文化伝承や自然体験活動の取組を促進します。</p> <p>③子どもが自分の気持ちを大切にしながら率直に表現する力を引き出すワークショップを、NPO等の協力を得て実施します。</p> <p>④「なかまあそびアドバイザー」（研修会、野外活動、レクリエーション等の活動支援を行う青少年育成指導者）を学校や公民館、子ども会等に派遣し、地域における子どもの集団活動や体験活動を促進します。</p> <p>⑤大人が子どもの手本となるように、「大人が変われば子どもも変わる」県民運動を推進するために、大人から子どもへの積極的な声かけを県民総参加で行う「県民総ぐるみあいさつ運動」や、家庭における親子のふれあいを深める取組として「親子川柳」の募集を行い</p>	



章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
		ます。	

### 第3章 子育ても仕事もしやすい環境づくり

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
3	1	<p><u>ワークライフバランスの推進</u></p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て中の人だけでなく、すべての人が仕事と生活の調和を図りながら、家族とともに過ごす時間や、趣味やスポーツ、生涯学習、ボランティア活動など自己実現のための時間を持つことができます。</li> <li>・家庭と生活を大切にすることは、効率的で創造的な仕事に繋がるといった意識が広がります。</li> <li>・めりはりのある働き方をすることで、家族との有意義な時間を過ごすことができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>①<u>県内の経営者団体・労働団体・行政の代表者による「おおいた子育て応援共同宣言」に沿って、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を社会全体が一体となって行います。</u></p> <p>②<u>仕事一辺倒の意識を是正し、すべての人が、仕事と生活の両方を充実させ人生の喜びを享受できるよう、セミナーや各種講座の開催、ガイドブックの作成・配布など様々な啓発活動に取り組み、ワーク・ライフ・バランスのメリットや関係法令、先進的取組等について広く県民に向け周知します。</u></p> <p>③社会全体でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を拡大するため、ワーク・ライフ・バランスに関する国の調査・研究報告や、県内外の取組、先進事例等について情報提供を行うとともに、周知に努めます。</p> <p>④企業の一般事業主行動計画策定を促進するため、「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」認証企業の拡大を図ります。</p> <p>⑤企業の取組を促進するため、男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を「男女共同参画推進事業者」として顕彰するとともに、取組の成果等について、広報啓発を行います。</p>	<p><u>ワーク・ライフ・バランスの推進</u></p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て中の人だけでなく、すべての人が仕事と生活の調和を図りながら、家族とともに過ごす時間や、趣味やスポーツ、生涯学習、ボランティア活動など自己実現のための時間を持つことができます。</li> <li>・家庭と生活を大切にすることは、効率的で創造的な仕事に繋がるといった意識が広がります。</li> <li>・めりはりのある働き方をすることで、家族との有意義な時間を過ごすことができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>①<u>働き方の見直しを行い、仕事と生活を両立できる環境整備や意識改革を行うため、セミナーや各種講座の開催、ガイドブックの作成・配布など様々な啓発活動に取り組みます。</u></p> <p>②<u>「おおいた子育て応援宣言」を行った経営者団体、労働団体、行政の8団体で設置されたワーク・ライフ・バランス推進会議と連携を図り、県内企業における仕事と子育ての両立支援等ワーク・ライフ・バランスの浸透を図ります。</u></p> <p>③社会全体でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を拡大するため、ワーク・ライフ・バランスに関する国の調査・研究報告や、県内外の取組、先進事例等について情報提供を行うとともに、周知に努めます。</p> <p>④企業の一般事業主行動計画策定を促進するため、「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」認証企業の拡大を図ります。</p> <p>⑤企業の取組を促進するため、男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を「男女共同参画推進事業者」として顕彰するとともに、取組の成果等について、広報啓発を行います。</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
3	2	<p>男性の育児参加の推進</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性も、子育てや家庭生活を楽しむ時間を持つことができます。</li> <li>・子育てを経験することで、視野が広がるとともに、周囲の協力を得たり、時間を上手に使ったりと段取り力の向上も期待できます。</li> <li>・家事や育児の楽しみや大変さを共有することで、夫婦間の信頼が高まります。</li> <li>・家族のふれあいが増えることは、子どもの健やかな育ちにいい影響を与えます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>①効果的な意識啓発</p> <p>ア 男性の育児参加についての理解や関心が深まり、県民総参加による取組が促進されるよう、男性の子育てを応援するシンボルマークの普及や、啓発冊子の配布、インターネット等多様な媒体を活用した広報啓発等の取組を行います。</p> <p>イ 働き方の見直しや家事・育児に対する男性の意識改革を図るとともに、育児休業制度をはじめ法制度の周知を行うため、セミナーや労働講座の開催、リーフレットの配布等の取組を行います。</p> <p>ウ P T Aにおける父親部会の設置を進めるとともに、父親のP T A活動への積極的な参加を促進し、父親の子育て参加意識の向上を図ります。</p> <p>②男性の育児参加を可能とする職場環境づくり</p> <p>ア 男性の子育て支援について先駆的な取組を行う中小企業を支援するとともに、取組の内容を広く周知することにより、機運の醸成を図ります。</p> <p>イ 企業に対して、育児・介護休業法をはじめとする労働関係法令の周知を図るとともに、男性の育児参加が進むことによる企業のメリットを啓発するためのセミナーを開催する等、企業の意識改革に努めます。</p>	<p>男性の育児参画の推進</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性も、子育てや家庭生活を楽しむ時間を持つことができます。</li> <li>・子育てを経験することで、視野が広がるとともに、周囲の協力を得たり、時間を上手に使ったりと段取り力の向上も期待できます。</li> <li>・家事や育児の楽しみや大変さを共有することで、夫婦間の信頼が高まります。</li> <li>・家族のふれあいが増えることは、子どもの健やかな育ちにいい影響を与えます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>（1）効果的な意識啓発</p> <p>①男性の育児参画についての理解や関心が深まり、県民総参加による取組が促進されるよう、男性の子育てを応援するシンボルマークを活用し、啓発冊子の配布や、インターネット等多様な媒体を活用した広報啓発等の取組を行います。<u>また、男性の子育て参画を促進する市町村等の取組を支援します。</u></p> <p>②働き方の見直し等や家事・育児に対する男性の意識改革を図るとともに、育児休業制度をはじめ法制度の周知を行うため、セミナーや労働講座の開催、リーフレットの配布等の取組を行います。</p> <p>③P T Aにおける父親部会の設置や父親のP T A活動への積極的な参画を促進し、父親の子育て参画意識の向上を図ります。</p> <p>（2）男性の育児参画を可能とする職場環境づくり</p> <p>①男性の子育て支援について先駆的な取組を行う中小企業を支援するとともに、取組の内容を広く周知することにより、機運の醸成を図ります。</p> <p>②企業に対して、育児・介護休業法をはじめとする労働関係法令の周知を図るとともに、男性の育児参画が進むことによる企業のメリットを啓発するためのセミナーを開催する等、企業の意識改革に努めます。</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
3	3	<p>女性の就労支援</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子育てをしながら働きたい」、「子どもが小さいうちは育児に専念して、子育てがひと段落したら仕事をはじめたい」といった状況や希望に応じて、女性が働き方を選択することができます。</li> <li>・働きたい女性が、意欲や能力を生かすことができ、企業や社会の活性化に繋がります。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>①女性が安心して働き続けられるよう、大分県労政・相談情報センターやアイネスにおいて仕事や職場の悩みごとに関する相談に応じるとともに、<u>県ホームページ「おおいた女性チャレンジサイト」</u>等において、就労に関する<u>法律や制度、支援サービス</u>等についての情報提供を行います。</p> <p>②<u>出産や育児等で離職した女性の再就職・起業を支援するため、キャリアカウンセリングを実施するとともに、仕事に復帰する際の不安解消や、就職活動に必要な情報・ノウハウを身につけるための講座等を実施します。</u></p> <p>③女性の再就職を支援するため、就職に結びつきやすい職業訓練を、民間教育機関等に委託し実施します。また、子育て中の女性が参加しやすいよう、職業訓練期間中の保育料の一部助成を行うとともに、<u>再就職等を支援する講座を開催する際は、託児サービスの併設についても配慮します。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>女性の就労支援</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子育てをしながら働きたい」、「子どもが小さいうちは育児に専念して、子育てがひと段落したら仕事をはじめたい」といった状況や希望に応じて、女性が働き方を選択することができます。</li> <li>・働きたい女性が、意欲や能力を生かすことができ、企業や社会の活性化に繋がります。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>①女性が安心して働き続けられるよう、大分県労政・相談情報センターにおいて仕事や職場の悩みごとに関する相談に応じる。<u>また県ホームページ「おおいた女性チャレンジサイト」</u>等において、就労に関する支援サービス等についての情報提供を行います。</p> <p>②<u>出産や育児等で離職した子育て中の女性の再就職等を支援するため、求職活動や就職に向けた面接、試験などの際に利用できる、無料の託児サービスを実施します。</u></p> <p>③女性の再就職を支援するため、就職に結びつきやすい職業訓練を、民間教育機関等に委託し実施します。また、子育て中の女性が参加しやすいよう、職業訓練期間中の保育料の一部助成を行うとともに、<u>託児サービスを併設した職業訓練を実施します。</u></p> <p>④<u>出産や育児等で離職した女性のスムーズな職場復帰を支援するため、職場復帰に必要な基礎研修を行うとともに、実際に県内企業で働きながら、必要な技術を習得する就労体験の機会を設けま</u></p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
3	3	<p>④女性の起業を支援するため、各種資金の融資を行うとともに、制度の周知に努め、利用拡大を図ります。農山漁村で働く女性に対し、加工技術等の習得や経営への参画に関する支援を行います。</p> <p>⑤妊娠や出産で退職した人が、その後、働く環境が整った場合に再度退職した会社で働くことができる制度（再雇用特別措置制度）の普及促進を図ります。</p>	<p>す。</p> <p>⑤女性の起業を支援するため、セミナーの開催や各種資金の融資を行うとともに、制度の周知に努め、利用拡大を図ります。また、農山漁村で働く女性に対し、技術の習得や経営への参画に関する支援を行います。</p> <p>⑥妊娠や出産で退職した人が、その後、働く環境が整った場合に再度退職した会社で働くことができる制度（再雇用特別措置制度）の普及促進を図ります。</p>
3	4	<p>若者の就労支援</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者が働く意欲を持ち続けられるような雇用の場を開拓します。</li> <li>・「働きたいけど、働けない」と悩む若者の気持ちに寄り添った支援を受けられます。</li> <li>・早い段階からの職業体験等を通じ、働くことの大切さを学ぶとともに、夢や実感を持って将来の仕事を考えることができます。</li> <li>・若者が安定した生活基盤を確保することで、結婚や出産など、将来の夢を描くことができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>①時代の流れに対応した産業分野等の企業を積極的に誘致するとともに、進出企業と地場企業の共生・発展を図りながら、地場産業の育成を行い、雇用の場の創出に努めます。</p> <p>②「ジョブカフェおおいた」において、企業情報の提供や職業相談、就職支援セミナーの実施等個々の状況に応じたきめ細かな就業支援に取り組みます。</p> <p>③将来を見据えた職業選択を行うためには、早い時期からの職業観、勤労観の醸成が必要であることから、企業とのタイアップも図りながら、小・中・高校におけるキャリア教育を推進します。</p>	<p>若者の就労支援</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者が働く意欲を持ち続けられるような雇用の場を開拓します。</li> <li>・「働きたいけど、働けない」と悩む若者の気持ちに寄り添った支援を受けられます。</li> <li>・早い段階からの職業体験等を通じ、働くことの大切さを学ぶとともに、夢や実感を持って将来の仕事考えることができます。</li> <li>・若者が安定した生活基盤を確保することで、結婚や出産など、将来の夢を描くことができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>①時代の流れに対応した産業分野等の企業を積極的に誘致するとともに、進出企業と地場企業の共生・発展を図りながら、地場産業の育成を行い、雇用の場の創出に努めます。</p> <p>②「ジョブカフェおおいた」において、企業情報の提供や職業相談、就職支援セミナーの実施等個々の状況に応じたきめ細かな就業支援に取り組みます。</p> <p>③将来を見据えた職業選択を行うためには、早い時期からの職業観、勤労観の醸成が必要であることから、企業とのタイアップも図りながら、小・中・高校・特別支援学校におけるキャリア教育を推進し</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
3	4	<p>④農林水産業への理解を深めるため、小中高校生を対象に知識の普及や体験の場の提供に努めます。また、農山漁村の後継者や新規参入者を支援するため、加工技術等の普及や経営への参画に関する指導を行うとともに、各種資金の融資等を行います。 (新設)</p>	<p>ます。</p> <p>④農林水産業への理解を深めるため、小中高校生を対象に知識の普及や体験の場の提供に努めます。また、農山漁村の後継者や新規参入者を支援するため、技術の普及や経営への参画に関する指導を行うとともに、各種資金の融資等を行います。</p> <p>⑤<u>学生の頃からキャリアプランの一つとしての「起業」を認識してもらうための講座などを実施します。</u></p>

#### 第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
4	1	<p>児童虐待に対する取組の強化</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待で子どもが傷ついたり、命を落とすことがない社会をつくりま</li> <li>す。</li> <li>・身近な場所で相談援助が受けられ、子育てについての不安軽減が図</li> <li>られます。</li> <li>・児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確な対応が可能となるような</li> <li>仕組みづくりを行います。</li> <li>・虐待を受けた子どもと、その家族との適切な関係の築き直しを行</li> <li>います。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応</p> <p>①医療機関（産科・小児科）との連携により、支援が必要な妊産婦に</p> <p>保健指導を受ける機会を提供するとともに、乳児のいる家庭への全</p> <p>戸訪問や育児不安の強い親への養育支援を行う等の取組を充</p> <p>実します。</p> <p>②育児不安の強い親や児童虐待が懸念される家庭に対し、定期的な訪</p> <p>問による養育支援を行う等の取組を促進し、虐待の未然防止を図</p> <p>ります。</p> <p>③児童虐待の未然防止や早期発見、及びきめ細かな在宅支援体制の整</p> <p>備を促進するため、市町村職員や保健師、保育士等に対する研修を</p> <p>実施する等、人材の育成に努めます。</p> <p>④社会的な援助や見守りが必要な子どもに適切な支援が行なわれる</p> <p>よう、市町村ごとに設置される「要保護児童対策地域協議会」を活</p> <p>用し、関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>⑤警察においては、関係機関との緊密な連携を保持し、児童虐待等の</p> <p>早期発見と被害児童の早期保護のための措置を積極的に講ずると</p> <p>ともに、悪質な事案に対する取締りを強化します。</p> <p>(2) 児童相談所の体制強化</p>	<p>児童虐待に対する取組の強化</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待で子どもが傷ついたり、命を落としたりすることがない社会を</li> <li>つくりま</li> <li>す。</li> <li>・身近な場所で相談援助が受けられ、子育てについての不安軽減が図</li> <li>られます。</li> <li>・児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確な対応が可能となるような</li> <li>仕組みづくりを行います。</li> <li>・虐待を受けた子どもと、その家族との適切な関係の築き直しを行</li> <li>います。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応</p> <p>①医療機関（産科・小児科）との連携により、支援が必要な妊産婦に</p> <p>保健指導を受ける機会を提供するとともに、乳児のいる家庭への全</p> <p>戸訪問や育児不安の強い親への養育支援を行う等の取組を促進し、</p> <p>虐待の未然防止を図ります。</p> <p>(①と統合)</p> <p>②児童虐待の未然防止と早期発見に資するとともに、関係機関と連携</p> <p>し適切な時期に適切な支援につなげられるよう市町村職員や教職</p> <p>員、保育士等に対する研修を実施する等、人材の育成に努めます。</p> <p>③要保護児童の早期発見や見守りが必要な子どもに適切な支援が行</p> <p>なわれるよう、市町村ごとに設置される「要保護児童対策地域協議</p> <p>会」を活用し、病院、学校など関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>④児童虐待の発生に際しては、子どもの安全確保を最優先とし、平常</p> <p>時から警察との連携を密にする等により早期対応に努めます。</p> <p>(2) 児童相談体制の強化</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
4	1	<p>①中央児童相談所については、「大分県こども・女性相談支援センター」として、婦人相談所と一体的に施設及び体制の整備を行うとともに、児童相談に係る施策の企画立案や、学校、警察、医療等関係機関との連絡調整、市町村に対する支援等、企画調整機能の充実を図ります。</p> <p>②重篤な虐待事例等対応が難しい事案にも適切に対処できるよう、また、様々な相談に専門的な関わりができるよう、児童福祉司に対し専門研修を実施する等、職員の資質向上を図ります。</p> <p>③心理的・精神的問題を抱える子どもや、保護者に対するケアや指導を充実させるため、児童心理司等の育成・確保や医療等専門機関との連携強化に努めます。</p> <p>④中央児童相談所一時保護所における教育面及び医療・心理面での支援や生活環境についての充実を図ります。また、他の施設等で一時保護されている子どもに対しても、学習機会の提供など等しく適切な支援が行われるよう体制の充実を図ります。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（3）児童虐待の重大事例に関する検証等  児童虐待による死亡事件等重大事例が発生した場合には、医療や法律、児童福祉等の専門家による検証委員会を設置し、専門的技術的な助言・指導の下に要因を検証するとともに、再発防止策を講じます。</p>	<p>（削除）</p> <p>①重篤な虐待事例等対応が難しい事案にも適切に対処できるよう、また、様々な相談に専門的な支援ができるよう、児童福祉司に対し専門研修を実施する等、職員の資質向上を図ります。</p> <p>②心理的・精神的問題を抱える子どもや、保護者に対するケア・指導を充実させるとともに家族再統合に向けた取組を充実させるため、児童心理司等の育成や医療等専門機関との連携強化に努めます。</p> <p>③中央児童相談所一時保護所における教育面及び医療・心理面での支援や生活環境について充実させるため、児童指導員や保育士に専門研修を実施する等により職員の資質向上を図ります。</p> <p>④児童相談の一義的な窓口である市町村を支援するため専門研修の開催や児童相談所への実習受入を行う等により市町村児童福祉担当職員のスキルアップを図ります。</p> <p>⑤「児童家庭支援センター」において、緊急的な保護への対応や、地域における子どもや家庭に関する相談・指導、児童相談所をはじめ関係機関との調整等が適切に行われるよう、機能強化を図ります。</p> <p>（3）児童虐待の重大事例に関する検証等  児童虐待による死亡事件等重大事例が発生した場合には、事実関係を医療や法律、児童福祉等の専門家からなる社会福祉審議会児童相談部会に報告し、課題や問題点を検証するとともに、再発防止策を講じます。</p>



章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
4	2	<p>社会的な養護の場の充実</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な事情で親や家族と一緒に暮らせない子どもに、安全で安心して暮らすことのできる環境を提供します。</li> <li>・子どもが自立した社会人として、社会に巣立つことを支援します。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 家庭的養護の推進</p> <p>①親元を離れて生活する子どもが、生まれ育った地域で安心して暮らせるよう、中学校区ごとに一人の里親を目標に、<u>里親の新規登録数や里親委託率の向上を図ります。</u></p> <p>②里親の下で生活する子どもが、安心して新しい環境に馴染めるよう、<u>里親に対する研修を実施するとともに、里親のための養育マニュアルを作成します。</u></p> <p>③里親への支援体制の充実を図るとともに、<u>里親が地域の理解と協力の下に子どもの養育を行えるよう、里親制度に対する理解促進を図ります。</u></p> <p>④里親への委託が難しい中高生の家庭的養護の場の確保や、<u>児童養護施設が無い地域における受入れ先を確保するため、養育実績の高い里親等による「ファミリーホーム」の設置を促進します。</u></p> <p>(2) 児童養護施設等における機能強化</p> <p>①児童養護施設等の職員（以下「施設職員」という。）の専門性や資質の向上を図るため、それぞれの施設等においてケースマネジメントや関係機関との連携、職員に対する指導・教育及び職員のメンタルヘルスに関する支援を行う「<u>基幹的職員</u>」の養成を行うとともに、<u>施設職員のための研修体系を整備します。</u></p> <p>②心理ケアや治療、療育が必要な子どもへのきめ細かな支援が可能となるよう、「<u>地域小規模児童養護施設</u>」の設置等、<u>ケア形態の小規模化を促進します。</u></p> <p>③「<u>家庭支援専門相談員</u>」を活用し、<u>施設に入所している子どもの家族関係の修復や、家庭復帰を積極的に推進します。</u></p> <p>④「<u>トライアル里親事業</u>」を活用し、<u>施設等に入所している子どもの</u></p>	<p>社会的な養護の場の充実</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な事情で親や家族と一緒に暮らせない子どもに、安全で安心して暮らすことのできる環境を提供します。</li> <li>・子どもが自立した社会人として、社会に巣立つことを支援します。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 家庭養護の推進</p> <p>①<u>地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームへの委託を推進し里親等委託率の向上を図ります。</u></p> <p>②<u>里親が地域の理解と協力の下に子どもの養育を行えるよう、里親制度の普及・啓発に努めます。</u></p> <p>③親元を離れて生活する子どもが、生まれ育った地域で安心して暮らせるよう、中学校区ごとに一人の里親を目標に、<u>里親の新規登録を促進します。</u></p> <p>④<u>里親家庭等で子どもが安心して生活できるよう、里親やファミリーホームに対する研修を実施するとともに、児童養護施設等に配置した里親支援専門相談員を活用するなど里親等への支援の充実を図ります。</u></p> <p>(削除)</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
4	2	<p><u>家庭体験を推進します。</u> (新設)</p> <p><u>(3) 家庭支援機能等の強化</u> 「児童家庭支援センター」において、緊急的な保護への対応や、地域における子どもや家庭に関する相談・指導、児童相談所をはじめ関係機関との調整等が適切に行われるよう、機能強化を図ります。</p> <p><u>(4) 子どもの自立支援の強化</u> ①「<u>児童自立支援施設</u>」における教育環境の充実を図るため、学校教育の導入や施設の改築を行う等、機能強化を図ります。 ②「<u>情緒障害児短期治療施設</u>」の県内設置に努めます。 ③「<u>自立援助ホーム</u>」の充実及び関係機関との連携体制の構築を支援します。</p> <p><u>(5) 施設や里親の下で暮らす子どもの権利擁護と虐待の防止</u> ①「<u>被措置児童等虐待防止ガイドライン</u>」を作成し、施設職員や里親等への周知徹底を図るとともに、子どもが気軽に相談できる環境や苦情解決体制の整備を行います。</p>	<p><u>(2) 児童養護施設等におけるケア形態の小規模化、地域分散化、高機能化</u> ①<u>できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアが行えるようケア形態の小規模化（ユニット化）を促進します。</u> ②<u>一般家庭に近い生活の場を保障するため「地域小規模児童養護施設」の設置を促進します。</u> ③<u>職員に対する指導・教育及び職員のメンタルヘルスに関する支援を行う「基幹的職員」を配置する等児童養護施設等の高機能化を図ります。</u> ④「<u>家庭支援専門相談員</u>」を活用し、施設に入所している子どもの家族関係の修復や、家庭復帰を積極的に推進します。 ⑤「<u>トライアル里親事業</u>」を活用し、施設等に入所している子どもの家庭体験を推進します。</p> <p>(第4章第2節と統合)</p> <p><u>(3) 子どもの自立支援の強化</u> ①「<u>児童アフターケアセンターおおいた</u>」を活用し、児童養護施設退所者等に対する生活訓練や就労支援の充実を図ります。 ②各児童養護施設に「<u>職業指導員</u>」を配置し、入所児童等に対する就労及び自立支援の充実を図ります。 ③「<u>自立援助ホーム</u>」の充実及び関係機関との連携体制の構築を支援します。</p> <p><u>(4) 施設や里親家庭で暮らす子どもの権利擁護と虐待の防止</u> ①「<u>大分県被措置児童等虐待対応マニュアル</u>」に基づき、施設職員や里親等へ<u>児童理解や養育技術向上のための研修を実施するとともに、子どもが気軽に相談できる環境や苦情解決体制の整備を行いま</u></p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
4	2	<p>（新設）</p> <p>②「子どもの権利ノート」の活用を促進する等、児童養護施設や里親等の下で子どもが自らの意思を表明し、自己決定できる環境づくりを進めます。</p>	<p>す。</p> <p>②被措置児童虐待が疑われる場合には、事実関係を医療や法律、児童福祉等の専門家からなる社会福祉審議会児童相談部会に報告し、課題や問題点を検証するとともに、再発防止策を講じます。</p> <p>③「子どもの権利ノート」の活用を促進する等、児童養護施設や里親等の下で子どもが自らの意思を表明し、自己決定できる環境づくりを進めます。</p>
4	3	<p>ひとり親家庭への支援</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭や父子家庭、寡婦のそれぞれ固有の悩みやニーズに応じた支援を行います。</li> <li>・就職支援や経済的支援を活用し、安定した生活を送ることができま</li> </ul> <p>す。</p> <p>2 具体的な取組</p> <p>（1）子育てや生活支援の充実</p> <p>①相談事業の充実</p> <p>ア 母子自立支援員や大分県母子福祉センターにおいて、子育てや生活、就業等に関する相談や自立に向けた支援を行います。</p> <p>イ ひとり親の抱える様々な悩みや課題に的確に対応できるよう、母子自立支援員をはじめ相談従事者に対する研修を実施し、資質の向</p>	<p>ひとり親家庭への支援</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の子どもの心身にわたる健やかな育成をめざします。</li> <li>・母子家庭の母及び父子家庭の父等の健康で文化的な生活が実現する社会づくりをめざします。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>（1）相談体制と情報提供の充実</p> <p>①相談事業の充実</p> <p>ア 母子・父子自立支援員や大分県母子・父子福祉センターにおいて、母子家庭等自立支援プログラムの作成などを通じ、子育てや生活、就業等に関する相談や自立に向けた支援を行います。また、ひとり親家庭の子どもの不安や悩みに対するケアについても配慮します。</p> <p>イ ひとり親の抱える様々な悩みや課題に的確に対応できるよう、母子・父子自立支援員をはじめ 相談従事者に対する研修を実施し、資質の向上を図ります。</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
4	3	<p>上を図ります。</p> <p>ウ <u>子育てや健康面の悩みについて気軽に相談できるよう、生活支援講習会や電話相談を実施するとともに、ひとり親家庭が定期的な交流できる場を設けます。また、ひとり親家庭の子どもの不安や悩みに対するケアについても配慮します。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>②子育て支援サービス等の充実</u></p> <p>ア <u>就業促進や子どもの健全育成に資するため、ひとり親家庭における保育所や放課後児童クラブの優先的利用を促進します。</u></p> <p>イ <u>就業活動や病気、冠婚葬祭等一時的に日常生活や子育てへの支援が必要となった場合、家事や介護、保育等のサービスを行う家庭生活支援員を居宅に派遣します。</u></p> <p><u>③生活支援の充実</u></p> <p>ア <u>母子生活支援施設入居者の自立を促進するため、施設と関係機関との連携を強化する等機能の充実を図ります。</u></p> <p>イ <u>ひとり親家庭における県営住宅への優先的入居を進めるとともに、市町村営住宅においても同様の取組が行われるよう、市町村に働きかけます。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>（2）就業支援の推進</u></p> <p><u>①一貫した就業支援サービスの提供</u></p> <p>大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就職相談や職業の斡旋等一貫した就業支援サービスを公共職業安定所（ハロー</p>	<p>（アに統合）</p> <p><u>②適切な情報提供の推進</u></p> <p><u>相談窓口や各種制度やサービスの情報を、適切に提供できる体制を整えます。</u></p> <p><u>③関係団体や地域との連携</u></p> <p><u>ひとり親家庭が地域において気軽に相談や交流ができるよう、母子・父子福祉団体の活動を支援します。</u></p> <p><u>（2）子育てや生活支援策の充実</u></p> <p><u>①保育・子育て支援サービス等の充実</u></p> <p>ア <u>就業促進や子どもの健全育成に資するため、ひとり親家庭における保育所や放課後児童クラブの優先的利用を促進します。</u></p> <p>イ <u>就業活動や病気、冠婚葬祭等一時的に日常生活や子育てへの支援が必要となった場合、市町村が行うファミリー・サポート・センター事業等の利用を促進します。</u></p> <p><u>②生活支援サービスの充実</u></p> <p>ア <u>ひとり親家庭における県営住宅への優先的入居を進めるとともに、市町村営住宅においても同様の取組が行われるよう、市町村に働きかけます。</u></p> <p>イ <u>母子生活支援施設入居者の自立を促進するため、施設と関係機関との連携を強化する等機能の充実を図ります。</u></p> <p><u>③子どもの学習支援、就職支援の推進</u></p> <p><u>子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないことがないよう、希望する進学や就職の道に進めるよう、関係機関と連携し、奨学金利用などの支援を行います。</u></p> <p><u>（3）就業支援の推進</u></p> <p><u>①就職あっせん等の充実</u></p> <p>ア <u>大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就職相談や職業のあっせん等一貫した就業支援サービスを公共職業安定所（ハ</u></p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
4	3	<p>ワーク）や大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）との連携により提供します。また、地域においては、母子自立支援員がハローワークと連携し、就業相談等の支援を行います。</p> <p>②能力開発への支援  ア <u>母子家庭の母の職業能力開発を支援するため、指定教育講座等修了者に対し受講費用の一部を訓練給付金として支給します。</u></p> <p>イ <u>母子家庭の母で、看護師や介護福祉士、保育士等の資格取得が見込まれる者等に、訓練期間中の生活支援として、<u>高等技能訓練促進費</u>を支給します。</u></p> <p><u>(3) 養育費確保の推進</u>  <u>養育費の取得手続き等について、母子自立支援員がサポートを行うとともに、弁護士による無料法律相談を実施します。また、市町村の窓口等において、養育費の取得手続きや相談窓口等を掲載したリーフレットを配布する等、情報提供に努めます。</u></p> <p><u>(4) 経済的支援の実施</u>  ①<u>児童扶養手当の支給や、母子寡婦福祉資金の貸付け等、経済的支援を行います。</u>  ②<u>ひとり親家庭が負担した医療費の一部について助成を行う市町村への支援を行います。</u></p>	<p>ローワーク）や大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）との連携により提供します。また、地域においては、母子・父子自立支援員がハローワークと連携し、就業相談等の支援を行います。</p> <p><u>イ ひとり親家庭の就労に理解の深い企業を開拓することで、就職と就労を支援します。</u></p> <p>②<u>職業能力開発への支援</u>  ア <u>ひとり親家庭の親の職業能力開発を支援するため、指定教育訓練講座等修了者に対し受講費用の一部を訓練給付金として支給します。</u></p> <p>イ <u>ひとり親家庭の親で、看護師や介護福祉士、保育士等の資格取得が見込まれる者等に、訓練期間中の生活支援として、<u>高等職業訓練促進給付金</u>を支給します。</u></p> <p><u>(4) 養育費確保対策の充実</u>  ①<u>広報・啓発活動の充実</u>  <u>養育費や面会交流の必要性について、重点的な広報を行い、周知をします。</u></p> <p>②<u>養育費確保に向けた支援</u>  <u>養育費の取得手続き等について、母子・父子自立支援員がサポートを行うとともに、大分県母子・父子福祉センター弁護士による無料法律相談を実施します。また、法テラス等関係機関との連携を行い、支援体制を確保します。</u></p> <p>③<u>適切な面会交流の支援</u>  <u>子どもと非同居親との面会交流について、相談を通じ、取り決めなどへの支援を行います。</u></p> <p><u>(5) 経済的支援の充実</u>  ①<u>児童扶養手当の支給や、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等、経済的支援を行います。</u>  ②<u>ひとり親家庭等が負担した医療費の一部について助成を行う市町村への支援を行います。なお、平成24年12月から現物給付制度を導入し、利用者の負担軽減を図っています。</u></p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
4	4	(新設)	<u>子どもの貧困対策の推進</u> 1 めざす姿  2 具体的な取組 <u>(1) 教育の支援</u> <u>(2) 生活の支援</u> <u>(3) 保護者に対する就労の支援</u> <u>(4) 経済的支援</u> <u>(5) 調査研究</u> ※ 国の「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえて本県の「子どもの貧困対策計画（仮称）」を策定することとしており、この計画に記載することとなる上記の項目について記載を検討中。 ・ 保育料の減免 ・ 医療費の助成 ・ 授業料の減免 ・ 奨学金の活用
4	5	障がい児への支援 1 めざす姿 ・ 障がいについて周囲の理解が深まり、障がいのある子どもやその親を社会全体、地域全体で支え、見守る環境が醸成されます。 ・ 障がいのある子どもが、一人ひとりの適性や成長に応じた支援を受けられます。  2 具体的な取組	障がい児への支援 1 めざす姿 ・ 障がいについて周囲の理解が深まり、障がいのある子どもやその親を社会全体、地域全体で支え、見守る環境が醸成されます。 ・ 障がいのある子どもが、一人ひとりの適性や成長に応じた支援を受けられます。  2 具体的な取組

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
4	5	<p>（1）早期発見・早期療育の推進</p> <p>①心身の発達について、乳幼児健康診査の質の向上を図り、早期発見に努めるとともに、継続的な支援を要する乳幼児や障がい児及び障がい児等の地域療育等支援事業の充実に努めます。</p> <p>②地域における療育指導の拠点として、児童デイサービスを充実します。</p> <p>③親の会の療育活動や相談活動を推進するとともに、親子の絆の形成を支援します。</p> <p>（2）相談支援体制の充実</p> <p>①適切な療育方法や保健・医療・福祉に関すること等、乳幼児期から就学期に至るまで必要な情報提供を行うとともに、市町村や関係相談支援事業所と連携して相談支援体制を整備します。</p> <p>②障がい児のニーズに対応した保健・医療・福祉・教育等多様なサービスを総合的に提供するため、相談支援従事者の資質向上を図ります。</p> <p>（新設）</p> <p>（3）福祉サービスの充実</p> <p>①障がい児を対象とした居宅支援ホームヘルプサービスやショートステイによる在宅福祉サービスの充実に努めます。</p> <p>②児童デイサービス及び保育所等に対する個別指導や職員研修を通</p>	<p>（1）早期発見・早期療育体制の充実</p> <p>①乳幼児期の疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療や療育につなげるため、市町村における乳幼児健診の充実を図るとともに、育成医療や未熟児養育医療などの公費負担制度の利用促進を図ります。</p> <p>②市町村が実施する5歳児健診や発達相談会に専門医を派遣し、就学前に発達障がいの疑いのある子どもを把握する体制の整備を進めるとともに、地域の小児科医等に対して発達障がいの診断に関する研修を実施し、地域で発達障がい児を支える医療体制づくりを進めます。</p> <p>（削除）</p> <p>（2）ライフステージを通じた一貫した支援体制の整備</p> <p>①障がい児とその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を身近な地域で提供する体制の整備を進めます。</p> <p>②地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターを、県下全ての障がい保健福祉圏域に設置し、発達に課題のある児童を早期に療育につなげる体制づくりを進めるとともに、療育担当職員の研修を実施するなど、センター機能の向上を図ります。</p> <p>③障がい児に関わる保健、医療、福祉、教育、労働等の各機関が、障がい児の支援に係る情報を共有し、それまでの経過を踏まえた一貫した支援につなげるよう、保護者の了解のもと、個別の支援ファイルの作成・活用を乳幼児健診等の関係機関や教育委員会と連携して推進します。</p> <p>（3）障がい児に対する支援の充実</p> <p>①在宅の障がい児（者）が、身近な地域で相談・支援が受けられるように、障がい児等地域療育等支援事業（巡回療育相談、訪問援助等）の充実に努めます。</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
4	5	<p>じ、障がい児の療育技術の向上を図ります。</p> <p>③<u>肢体不自由児施設や重症心身障害児施設、知的障害児施設等において、障がいの種別や程度に応じた専門的な治療・訓練等の提供に努めます。</u></p> <p>④<u>子どもの傷病の早期治療を促進するとともに、子育て家庭における経済的負担の軽減や障がい児の福祉の増進を図るため、医療費の助成や特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の支給を行います。</u></p> <p>（4）特別支援教育の推進</p> <p>①<u>障がいのある子ども一人ひとりのニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行うため、福祉・医療等の関係機関と連携して個別の教育支援計画の作成・活用を推進します。</u></p> <p>②<u>特別支援学校教員の専門性を向上させるため、特別支援学校教諭免許状の取得推進や、子どもの障がいの重度化・重複化に対応した教育や支援の充実を図ります。</u></p> <p>③<u>特別支援学校において、小・中学校等の教員への支援や、特別支援教育等に関する相談・情報提供、障がいのある子どもへの指導を行う等、地域の特別支援教育のセンターとしての機能充実を図ります。</u></p>	<p>②<u>保育所において、障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう、職員の研修・養成などに取り組みます。また、放課後児童クラブでの障がい児の受入れを支援します。</u></p> <p>③<u>在宅の障がい児に対して、児童福祉法による障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）と、障害者総合支援法による支援（居宅介護、短期入所、日中一時支援等）を組み合わせ提供し、障がい児が身近な地域に必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。</u></p> <p>④<u>施設に入所している障がい児に対して、18歳以上になっても継続した支援を受けられるよう、市町村との連携を図るとともに、障がいの重度・重複化への対応や自立支援の機能を強化するなど支援目標を明確化し、個別支援計画を踏まえた支援を提供します。</u></p> <p>⑤<u>発達障がい児等への専門的支援を行う発達障がい者支援センターに専門の相談員を配置し、発達障がいに関する正しい知識の普及啓発や、本人や家族等の相談・支援を行うとともに、児童発達支援センターやハローワーク等と連携して、発達障がい児等支援の強化を図ります。</u></p> <p>⑥<u>発達障がいに関する専門的知識を有する人材（発達障がい者支援専門員）を養成する研修を実施し、研修修了者を関係機関や家庭などに派遣して、地域で発達障がい児等を支援する体制づくりを進めます。</u></p> <p>（（5）に移設）</p>



章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
4	5	<p>④特別支援学校及び幼稚園、小・中・高等学校に学校内の支援や他機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのある子どもへの支援を行います。</p> <p>⑤発達障がい等のある子どもへの指導方法等について助言等を行うため、保育園や幼稚園、小・中・高等学校を対象に、特別支援学校教員による巡回指導を実施します。</p> <p>⑥特別支援学校において、福祉・労働関係者と連携して職場開拓を行い、産業現場等における実習や就労等に向けた進路指導の充実を図ります。</p> <p>（新設）</p> <p>（5）発達障がい児への支援</p> <p>①発達障がいに関する正しい知識の普及啓発を図ります。</p> <p>②発達障がいに関する専門家の養成や、医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関の連携を図る等、早期発見・早期療育や個々のライフステージに応じた支援のための体制整備に努めます。</p> <p>③発達障がいのある子どもへの支援方法を検討するため、幼稚園、小・中・高等学校に管理職や特別支援教育コーディネーター、担任等から構成される校内委員会の取組を推進します。</p> <p>④通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもに、障がいの状態に応じた教育的な支援が行えるよう、専門性を備えた教員を配置した通級指導教室の設置を進めます。</p> <p>（（4）から移設）</p>	<p>（4）家族支援の充実</p> <p>①家族が困ったときに、身近な場所で安心して相談できるよう、市町村自立支援協議会の活動を充実させるとともに、障害児相談支援従事者の相談対応技術の向上及び児童発達支援センターにおける家族に対する相談支援の充実を図ります。</p> <p>②親の会などの家族団体は、同じ障がいがある子どもをもつ親同士が気軽に本音を言い合える情報交換の場として重要な役割を果たしていることから、家族会主催行事の情報を広く提供するほか、家族同士の交流や研修会など、家族団体の活動を支援します。</p> <p>（（5）に統合）</p> <p>（5）特別支援教育の推進</p> <p>①障がいのある子ども一人ひとりのニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行うため、保護者や福祉・医療</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
4	5		<p><u>等の関係機関と連携して個別の教育支援計画の作成・活用を推進します。</u></p> <p><u>②障がいのある子どもの指導に携わる教員の専門性を向上させるため、特別支援学校教諭免許状の取得推進や、子どもの障がいの重度化、重複化、多様化に対応した教育や支援の充実を図ります。</u></p> <p><u>③特別支援学校において、小・中学校等の教員への支援や、特別支援教育等に関する相談・情報提供、障がいのある子どもへの指導を行う等、地域の特別支援教育のセンターとしての機能充実を図ります。</u></p> <p><u>④特別支援学校及び幼稚園、小・中・高等学校に学校内の支援や他機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのある子どもへの支援を行います。</u></p> <p><u>⑤発達障がい等のある子どもへの指導・支援の方法等について助言等を行うため、保育所や幼稚園、小・中・高等学校等を対象に、特別支援学校教員による巡回指導を実施します。</u></p> <p><u>⑥特別支援学校において、各圏域の企業、福祉・労働機関等の関係者との連携を強化し、産業現場等における実習の受入れや就労等に関する啓発、職場開拓等を促進し、進路指導・就労支援の充実を図ります。</u></p> <p><u>⑦通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもに、障がいの状態に即した適切な教育的支援を行うために、専門性を備えた教員が担任する通級指導教室の設置・充実に努めます。</u></p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
4	6	<p>いじめ・不登校やひきこもりへの対応</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや不登校など子どもに関する悩みを、身近な場所で相談できます。</li> <li>・子どもにとって、親や教師以外の大人に自分の悩みを相談することができます。</li> <li>・学校に行きたいのになぜか不安で行けない子どもの心を癒し、自分がしたいことや生き方を見つける場を提供します。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) いじめ・不登校への支援</p> <p>①いじめや不登校に関する相談体制を強化するため、教職員、児童生徒及びその保護者の相談に応じ、指導や助言を行う「いじめ不登校対策相談員」を各教育事務所に配置するとともに、小学校を中心にした巡回相談や訪問相談を実施します。</p> <p>②ネットいじめに関する児童生徒や保護者からの悩み、不安に対し、メールを活用した相談を行うとともに、情報モラルに関する教育を充実するなどの対策を講じます。</p> <p>③子どもの気持ちに寄り添った相談を行うため、小・中・高等学校に臨床心理士等のスクールカウンセラーを配置するとともに、その活用を図ります。</p> <p>④いじめの予防や早期解決を図るため、アンケート等による実態調査を行うほか、必要に応じて個別面談等を実施するなどの対応を行います。</p> <p>⑤保育園や幼稚園から小学校に、あるいは小学校から中学校に進む子どもの不安を解消し、移行が円滑に行われるよう、連携の充実を図ります。</p> <p>⑥不登校児童生徒及び保護者への支援を行う「教育支援センター（適応指導教室）」の機能を充実するとともに、学校、家庭、関係機関</p>	<p>いじめ・不登校やひきこもりへの対応</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや不登校など子どもに関する悩みを、身近な場所で相談できます。</li> <li>・子どもにとって、親や教師以外の大人に自分の悩みを相談することができます。</li> <li>・学校に行きたいのになぜか不安で行けない子どもの心を癒し、自分がしたいことや生き方を見つける場を提供します。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) いじめ・不登校への支援</p> <p>①24時間いじめ相談ダイヤルを設置していつでもどこでもいじめの相談ができるように相談体制の充実を図るとともに、重大ないじめ事案についてはいじめ解決支援チームを派遣して早期の解決を図ります。</p> <p>②ネットいじめに関する児童生徒や保護者からの悩み、不安に対し、メールを活用した相談を行うとともに、近年SNSを利用したネットいじめが増加している傾向から、情報モラルに関する教育を充実するなどの対策を講じます。</p> <p>③子どもの気持ちに寄り添った相談を行うため、小・中・高等学校に臨床心理士等のスクールカウンセラーを配置するとともに、その活用を図ります。</p> <p>④学校ごとに「いじめ防止基本方針」を策定し、校内いじめ対策委員会を設置していじめの予防や早期対応に取り組むとともに、重大な事態が起きた場合は設置者に報告して早期の解決と再発防止に取り組みます。</p> <p>⑤保育園や幼稚園から小学校に、あるいは小学校から中学校に進む子どもの不安を解消し、移行が円滑に行われるよう、連携の充実を図ります。</p> <p>⑥不登校対策コーディネーターを県内16市町に配置し、不登校の未然防止を推進するとともに、不登校児童生徒に対しては「教育支援</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
4	6	<p>等が連携した地域ぐるみのサポートネットワークを整備します。</p> <p>（新設）</p> <p>（2）ひきこもり等への支援 ひきこもり・ニート、不登校状態にある青少年やその家族等への支援を行っている「大分県青少年自立支援センター」について、青少年の問題に関する総合的な相談窓口である「子ども・若者総合相談センター」への発展を視野に入れて機能強化を図り、教育委員会だけでは対応が困難な青少年に対し、総合的な支援を行います。</p>	<p><u>センター（適応指導教室）」と学校、家庭、関係機関が連携し、学校復帰に向けた支援に取り組みます。</u></p> <p>⑦<u>県や市町村が「いじめ対策連絡協議会」を設置して教育、人権、福祉、警察等の関係機関が連携をしていじめの防止に向けて取組むとともに、重大事態の時には調査機関を設けて解決と再発防止に取り組みます。</u></p> <p>（2）ひきこもり等の若者への支援 <u>ニート、ひきこもり、不登校状態にある青少年やその家族等への支援を行う「大分県青少年自立支援センター」、児童養護施設等の退所者支援を行う「児童アフターケアセンターおおいた」、若者の就職支援を行う「おおいた地域若者サポートステーション」を1か所に集約して開設したおおいた青少年総合相談所において、これまで点在していた各相談窓口のワンストップ化による連携強化に加え、様々な支援機関との連携を密にし、相談者に最適な支援を行います。</u></p>
4	7	<p>在住外国人の親と子どもへの支援</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に暮らす外国人の親と子どもが、言葉や文化、習慣の違いに困ることなく、安心して子育てできます。</li> <li>・外国人の子どもが、学校や地域で仲間はずれにされたり、自分を嫌いになったりすることなく、いきいきと暮らすことができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>（1）在住外国人・留学生への情報提供と支援</p> <p>①在住外国人の方々が安心して子育てできるよう、「おおいた国際交</p>	<p>在住外国人の親と子どもへの支援</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に暮らす外国人の親と子どもが、言葉や文化、習慣の違いに困ることなく、安心して子育てできます。</li> <li>・外国人の子どもが、学校や地域で仲間はずれにされたり、自分を嫌いになったりすることなく、いきいきと暮らすことができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>（1）在住外国人・留学生への情報提供と支援</p> <p>①在住外国人の方々が安心して子育てできるよう、「おおいた国際交</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
4	7	<p><u>流プラザ」において、生活情報等の提供や相談、通訳・翻訳ボランティアの派遣等の取組を行います。</u></p> <p>②「大学コンソーシアムおおいた」において、<u>留学生向けの各種相談等</u>を行います。</p> <p>（2）地域や学校における異文化理解の取組</p> <p>①地域住民のための国際理解セミナーを実施するとともに、留学生等外国人と地域住民との交流の機会を設けます。</p> <p>②<u>児童生徒に国籍や民族に対する差別や偏見をなくし、多様な文化や習慣を持った人たちと共に生きていく能力や態度を育成します。</u></p> <p>（3）外国人児童生徒の自己実現の支援</p> <p>①外国人児童生徒が自らの在り方生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるように支援します。</p> <p>②外国人児童生徒に関わる教育指導を充実するため、推進体制の確立と教職員研修を推進します。</p> <p>③PTA活動等様々な機会をとらえて、外国人児童生徒にかかわる学校の教育指導の意義と教育活動についての理解を図るとともに、NPO等との連携を図り、<u>外国人教育の充実に努めます。</u></p>	<p><u>流プラザ」において、携帯メールや情報誌による生活情報の提供や、在留資格や医療など様々な相談対応を多言語で行います。また、多くの言語に対応した通訳・翻訳ボランティアの紹介・派遣等の取組</u>を行います。</p> <p>②「大学コンソーシアムおおいた」において、留学生向けの<u>各種相談対応やリユース物品のあっせんなどによる生活支援、人材情報バンク「アクティブネット」の運営やホームステイ交流、留学生を講師とする各種教室の開催などにより地域活動への参画支援</u>を行います。</p> <p>（2）地域や学校における異文化理解の取組</p> <p>①地域住民のための国際理解セミナーを実施するとともに、留学生等外国人と地域住民との交流の機会を設けます。</p> <p>②<u>異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていくための態度を育成します。</u></p> <p>（3）外国人児童生徒の自己実現の支援</p> <p>①外国人児童生徒が自らの在り方生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるように支援します。</p> <p>②外国人児童生徒に関わる教育指導を充実するため、推進体制の確立と教職員研修を推進します。</p> <p>③PTA動等様々な機会をとらえて、外国人児童生徒に関わる学校の教育指導の意義と教育活動についての理解を図るとともに、NPO等との連携を図り、<u>外国人のもつ文化や生活習慣等多様性を尊重する態度の育成に努めます。</u></p>

第5章 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
5	1	<p>(新設)</p> <p>(第6章第1節から移設)</p> <p>(第5章第4節から移設)</p> <p>(第6章第1節から移設)</p>	<p>結婚・妊娠・出産への支援</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠から出産、子育てまで、その時々に必要な支援を切れ目なく受けることができます。</li> <li>・子どもが、生命の大切さや親になることについて、実感を持って学び、考えることができます。</li> <li>・子どもが、学ぶことや働くことについての関心・意欲を高め、しっかりとした職業選択を行うことができます。</li> <li>・希望する人がパートナーと出会い家庭を築くことができます。</li> <li>・不妊に悩む人たちの不妊治療にかかる経済的負担が軽減されます。</li> <li>・不妊に悩む人たちが、安心して相談でき、精神的負担が軽減されます。</li> <li>・男女共に、妊娠や、出産、自身のからだ（生殖機能）について、正しい知識を得ることができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 次代の親づくり</p> <p>①次代の親になるための意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ふれあいや対話を通して、家族のきずなを深めるため、「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及・啓発を進めます。</li> <li>イ 若い世代が、将来、家庭を持つことや親になること等を意識する機会として、仕事やお金、家庭や子育てといったライフデザインに関する学習の充実を図ります。</li> </ul> <p>②若者の自立への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てるために、地域や学校の実態、児童生徒の特性や進路希望等を考慮しながら、職場体験やインターンシップなどの社会体験活動を積極的に導入します。</li> <li>イ 児童生徒が自分の将来や進路に対して理解を深めながら、集団や社会の中で自己を生かそうとする態度や能力を育むキャリア教育の推進を図ります。</li> <li>ウ 社会的に自立して子育てや家庭づくりを男女が共同して行える</li> </ul>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
5	1	<p>(新設)</p> <p>(第5章第3節、第4節から移設)</p>	<p><u>よう、就業体験やボランティア等、青少年を対象とした体験活動の充実を図ります。</u></p> <p><u>エ 工科短期大学校では学卒者を対象に、高等技術専門校では学卒者、離職者等を対象に、技術や技能を習得させるとともに、インターンシップ等を通して働くことの意義等を理解させることにより、職場理解の促進と職場への定着を図ります。</u></p> <p><u>オ 経済的な理由により教育を受ける機会が失われることがないよう、奨学金事業の活用や必要に応じて授業料の減免により就学を支援します。</u></p> <p><u>③出会いの場づくり等への支援</u></p> <p><u>ア 結婚を希望する男女の出会いの機会を創出するため、市町村やNPO等と協力して、多様な出会いの場づくりを支援します。</u></p> <p><u>イ 若者を対象とした、DVやデートDVに関する研修を行い、DVについて理解を深め、将来の家庭内暴力発生防止のための教育、予防啓発に取り組みます。</u></p> <p><u>(2) 妊娠・出産等に関する正しい知識の啓発</u></p> <p><u>①これから妊娠適齢期を迎える若者等に、生殖機能や、妊娠、不妊（男性原因を含む）に関する正しい知識の普及啓発を行います。</u></p> <p><u>②人生のターニングポイント（結婚、出産等）における自己決定の一助となるよう、早い時期からのライフデザインを考えることの重要性について意識啓発を行う。</u></p> <p><u>(3) 不妊に悩む人への支援</u></p> <p><u>①「大分県不妊専門相談センター」の周知と生殖心理カウンセラー（臨床心理士）の配置により相談体制の強化を図るとともに、不妊に悩む人たちのサークルの活動の場を設け、精神的負担の支援に努めます。</u></p> <p><u>②不妊治療に伴う経済的負担を軽減し、子どもを生みたい人が生めるような環境づくりを推進するため、医療保険適用外の不妊治療を行った夫婦を対象に、その治療費の一部を助成します。</u></p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
5	2	<p>子どもや母親の健康づくり</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠から出産、子育てまで、その時々に必要な支援を切れ目なく受けることができます。</li> <li>・リスクを伴う妊娠・出産に臨む女性が、高度・専門的な医療により守られているという安心感が得られます。</li> <li>・妊娠中の女性が、少ない負担で安心して健診を受けることができます。</li> <li>・妊娠中の女性が、必要に応じて職場での負担軽減措置を受けることができます。</li> <li>・出産や子育てが多くの人に支えられていると実感できます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 安全・安心な妊娠・出産の確保</p> <p>①大分県における周産期医療体制を検討・評価するため、産科・新生児科・救急関係者等からなる大分県周産期医療協議会を開催し、確実な周産期医療体制を維持します。</p> <p>②一次医療機関と二次・三次周産期医療機関の役割を明確にし、高度・専門的な医療を必要とする妊婦や新生児が安心・安全な医療を受けられるよう、連携強化を図ります。</p> <p>③周産期救急搬送を必要とする妊婦や新生児の安全を守るため、周産期救急搬送体制に係る産科・新生児科・救急関係者等の周産期医療関係者の研修等を実施します。</p> <p>④働く女性が、母子保健法に定める保健指導や妊婦健康診査を受診できるよう、また、職場における労働時間の短縮等職場において医師等の指導に基づく適切な措置が図られるよう、男女雇用機会均等法や「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用について、普及啓発を行います。</p> <p>⑤市町村が実施する公費負担による妊婦健康診査を<u>拡充するため、市町村との調整を行います。</u></p>	<p>子どもや母親の健康づくり</p> <p>1 めざす姿</p> <p>((1)と統合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクを伴う妊娠・出産に臨む女性が、高度・専門的な医療により守られているという安心感が得られます。</li> <li>・妊娠中の女性が、少ない負担で安心して健診を受けることができます。</li> <li>・妊娠中の女性が、必要に応じて職場での負担軽減措置を受けることができます。</li> <li>・出産や子育てが多くの人に支えられていると実感できます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 安全・安心な妊娠・出産環境の確保</p> <p>①大分県における周産期医療体制を検討・評価するため、産科・新生児科・救急関係者等からなる大分県周産期医療協議会を開催し、確実な周産期医療体制を維持します。</p> <p>②一次医療機関と二次・三次周産期医療機関の役割を明確にし、高度・専門的な医療を必要とする妊婦や新生児が安心・安全な医療を受けられるよう、連携強化を図ります。</p> <p>③周産期救急搬送を必要とする妊婦や新生児の安全を守るため、周産期救急搬送体制に係る産科・新生児科・救急関係者等の周産期医療関係者の研修等を実施します。</p> <p>④働く女性が、母子保健法に定める保健指導や妊婦健康診査を受診できるよう、また、職場における労働時間の短縮等職場において医師等の指導に基づく適切な措置が図られるよう、男女雇用機会均等法や「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用について、普及啓発を行います。</p> <p>⑤市町村が実施する公費負担による妊婦健康診査の<u>受診勧奨を促し、未受診妊婦や飛び込み出産の減少を図ります。</u></p>



章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
5	2	<p>(2) 妊娠期からの子育て支援の充実</p> <p>①妊娠中の女性が、「子育てが多くの人に支えられている」と実感できるよう、<u>妊娠期から利用可能な母子保健サービス等の情報提供や肯定的なメッセージをタイムリーに伝えることを推進します。</u></p> <p>(新設)</p> <p>②<u>育児に対する不安軽減を図るため、市町村における乳児家庭全戸訪問事業や養育支援家庭訪問事業を推進するとともに、医療機関（産科・小児科）、地域保健関係機関の連携による育児等保健指導（ペリネイタル・ビジット）事業の推進により、母子を取り巻く関係者による適切な情報収集システムを構築し、妊娠期からの支援を行う体制を整備します。</u></p> <p>③<u>市町村が実施する乳幼児健康診査の平準化及び質の向上を図るため、子どもの成長や発達の評価方法についてのマニュアルを改訂し、その普及に努めます。</u></p> <p>(②から移設)</p> <p>(3) <u>子どもの健やかな発育・発達</u></p> <p>①<u>乳幼児期の疾患の早期発見や障がい児の早期療育を行うため、乳幼児健康診査の質の向上を図るとともに、療育機関のネットワーク化を推進します。</u></p> <p>②<u>子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群予防対策、予防接種の意義について、保護者、保育関係者等に対し、広報・普及啓発を行います。</u></p> <p>③<u>心身の状態や経済的状況等により、子どもの発育・発達に影響を及ぼすおそれのあるハイリスク妊産婦を早期に発見し、支援が行える体制整備を推進します。</u></p>	<p>(2) 妊娠期からの子育て支援の充実</p> <p>①妊娠中の女性が、「子育てが多くの人に支えられている」と実感できるよう、<u>妊娠・出産・育児期のライフステージごとに、利用可能な医療・保健福祉サービス等の情報提供を行うとともに肯定的なメッセージをタイムリーに伝えることを推進します。</u></p> <p>②<u>妊娠・出産にかかる専門的な悩みに対応する体制（おおいた妊娠ヘルプセンター）の充実を図ります。</u></p> <p>③<u>育児に対する不安軽減を図るため、市町村における乳児家庭全戸訪問事業や養育支援家庭訪問事業を推進します。</u></p> <p>((3) と統合)</p> <p>((4) と統合)</p> <p>(3) <u>地域におけるネットワークの推進</u>  <u>圏域ごとの関係者連絡会議の開催や医療機関（産科・婦人科）、地域保健関係機関の連携による育児等保健指導（ペリネイタル・ビジット）事業を推進し、「地域母子保健・育児支援システム」（ヘルシースタートおおいた）による妊娠期からの切れ目のない支援体制を充実します。</u></p> <p>(4) <u>子どもの健やかな発育・発達への支援</u></p> <p>①<u>母子保健情報システムを活用して市町村が実施する乳幼児健康診査の平準化及び質の向上を図り、乳幼児期の疾患の早期発見に努めるとともに、関係機関のネットワーク化を推進します。</u></p> <p>②<u>子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群予防対策、予防接種の意義について、保護者、保育関係者等に対し、広報・普及啓発を行います。</u></p> <p>③<u>心身の状態や経済的状況等により、子どもの発育・発達に影響を及ぼすおそれのあるハイリスク妊産婦を早期に発見し、支援が行える体制整備を推進します。</u></p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
5	2	(新設)	<u>④むし歯予防のための食生活の確立とフッ化物利用等による効果的な歯科保健対策の普及を図ります。</u>
5	3	<p>思春期からの健康づくり</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期の子どもが、その時期特有の身体的・精神的不安や悩みについて相談できます。</li> <li>・思春期の子どもが、自分の健康に興味を持ち健康な生活習慣を送るために必要な判断ができるようになります。</li> <li>・思春期の子どもが、思春期特有の悩みを軽減し、自己肯定感を高めることができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 思春期特有の悩みの軽減への支援</p> <p><u>思春期特有の第2次性徴や人間関係における悩み等に関する相談窓口及び正確な情報を提供しているインターネットサイト(P88参照)の周知を図ります。また、「大分県こころとからだの相談支援センター」や保健所において、思春期における心身の相談・支援活動の充実を図ります。</u></p> <p>(2) 健康教育等の推進</p>	<p>思春期からの健康づくり</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期の子どもが、その時期特有の身体的・精神的不安や悩みについて相談できます。</li> <li>・思春期の子どもが、自分の健康に興味を持ち健康な生活習慣を送るために必要な判断ができるようになります。</li> <li>・思春期の子どもが、思春期特有の悩みを軽減し、自己肯定感を高めることができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 思春期特有の悩みの軽減への支援</p> <p><u>「大分県こころとからだの相談支援センター」や保健所において、思春期特有の第2次性徴や人間関係における悩み等に関する相談・支援活動の充実を図ります。</u></p> <p>(2) 健康教育等の推進</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
5	3	<p>保健所において学校保健と連携し、思春期の性感染症や人工妊娠中絶、喫煙、ダイエット等の健康問題に関する情報提供や健康教育を推進します。</p> <p>（3）学校保健における指導の充実</p> <p>①学校医と協力し、学校保健に対する校内の指導体制を確立するとともに、学校保健委員会の設置を推進し、保健、医療、福祉等の関係機関と緊密に連携して指導の充実を図ります。</p> <p>②心の問題の相談も含めた保健室機能の充実を図るとともに、各種講習会や研修会を充実させ、関係職員の資質の向上を図ります。</p> <p>③心の健康及び薬物乱用防止について、各学校において保健指導計画を作成し、指導時間の確保と充実を図ります。</p> <p>④性の問題については、生命尊重や人間尊重、男女平等の精神に基づき、心の繋がりを重視し、児童生徒の発達段階や受容能力に応じて、保健体育科や特別活動、道徳等を中心に学校教育活動全体を通じた指導に努めます。</p> <p>⑤スクールカウンセラーの設置を促進し、児童生徒の気持ちに寄り添った支援を推進します。</p>	<p>保健所において学校保健と連携し、思春期の性感染症や人工妊娠中絶、喫煙、ダイエット等の健康問題に関する情報提供や健康教育を推進します。</p> <p>（3）学校保健における指導の充実</p> <p>①学校医と協力し、学校保健に対する校内の指導体制を確立するとともに、学校保健委員会の設置を推進し、保健、医療、福祉等の関係機関と緊密に連携して指導の充実を図ります。</p> <p>②心の問題の相談も含めた保健室機能の充実を図るとともに、各種講習会や研修会を充実させ、関係職員の資質の向上を図ります。</p> <p>③心の健康及び薬物乱用防止について、各学校において保健指導計画を作成し、指導時間の確保と充実を図ります。</p> <p>④性の問題については、生命尊重や人間尊重、男女平等の精神に基づき、心の繋がりを重視し、児童生徒の発達段階や受容能力に応じて、保健体育科や特別活動、道徳等を中心に学校教育活動全体を通じた指導に努めます。</p> <p>⑤スクールカウンセラーの配置を促進し、児童生徒の気持ちに寄り添った支援を推進します。</p>
5	-	<p><u>親になるための健康づくりへの支援</u></p> <p>1 <u>めざす姿</u></p> <p><u>・青年期の人たちが、年齢に合った健康についての情報を手軽に得ることができま</u> <u>す。</u></p> <p><u>・青年期の人たちが、将来の自分をイメージし、ライフステージに応じた自己決定や健康的な生活習慣を身につけることができます。</u></p> <p>2 <u>具体的な取組</u></p>	<p>（第5章第1節に移設）</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
5	-	<p><u>（1）セルフケア能力向上のための支援</u></p> <p>①<u>妊娠・出産に臨む女性の健康を支援し、女性としての身体の仕組みや妊娠・出産についての正しい知識の普及啓発を行うことにより、女性のセルフケア能力の向上を図ります。</u></p> <p>②<u>女性の行き過ぎた「やせ願望」を改め、身長と体重のバランスのとれた健康的な体型をイメージできるよう啓発を行います。</u></p> <p>③ <u>喫煙及び受動喫煙による健康影響の重要性について普及啓発を行います。</u></p> <p><u>（2）ライフプランニングを支援する情報提供</u></p> <p>①<u>男女ともに、性差を踏まえた生殖機能の正しい知識の普及啓発を行います。</u></p> <p>②<u>人生のターニングポイント（結婚、出産等）における自己決定の一助となるような、健康に関する正しい知識の普及啓発を推進します。</u></p>	
5	-	<p><u>不妊に悩む人への支援</u></p> <p><u>1 めざす姿</u></p> <p>・<u>不妊に悩む人たちの不妊治療にかかる経済的負担が軽減されます。</u></p> <p>・<u>不妊に悩む人たちが、安心して相談でき、精神的負担が軽減されます。</u></p> <p>・<u>予防できる不妊原因への対応について、正しい知識を得ることができます。</u></p> <p><u>2 具体的な取組</u></p> <p><u>（1）不妊に悩む人への支援</u></p> <p>①<u>「大分県不妊専門相談センター」の周知を図るとともに、不妊に悩</u></p>	<p>（第5章第1章に移設）</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
5	-	<p><u>む人たちの自助サークルの活動の場を設け、精神的負担の支援に努めます。</u></p> <p><u>②医療保険適用外の不妊治療を行った夫婦を対象に、その治療費の一部を助成します。</u></p> <p><u>③男性不妊に関する正しい知識の普及啓発を行います。</u></p> <p><u>（2）予防できる不妊原因への対応</u></p> <p><u>①妊娠・出産に臨む夫婦等に対し、女性の身体の仕組みや妊娠・出産についての正しい知識の普及啓発を行います。</u></p> <p><u>②予防できる不妊原因（性感染症や無理なダイエット等）についての正しい知識を普及啓発し、セルフケア能力の向上を図ります。</u></p>	
5	4	<p>子どもの病気への支援</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して子どもの病気に関する相談や医療を受けることができます。</li> <li>・子どもの医療費に係る負担が軽減されます。</li> <li>・小児慢性特定疾患の子どもとその家族の精神的な不安が軽減されます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>（1）小児救急医療体制の整備</p> <p>①子どもの応急処置等についての指導や、適切な医療機関を紹介するなど、小児医療に関する電話相談事業を実施します。</p> <p>②地域の実情に応じた小児の休日・夜間の初期救急医療体制の整備を進めます。</p> <p>③入院や手術の必要な小児救急患者をいつでも受け入れられる体制</p>	<p>子どもの病気への支援</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して子どもの病気に関する相談や医療を受けることができます。</li> <li>・子どもの医療費に係る負担が軽減されます。</li> <li>・小児慢性特定疾患の子どもとその家族の精神的な不安が軽減されます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>（1）小児救急医療体制の整備</p> <p>①子どもの応急処置等についての指導や、適切な医療機関を紹介するなど、小児医療に関する電話相談事業を実施します。</p> <p>②地域の実情に応じた小児の休日・夜間における軽症の救急患者の受入体制整備を進めます。</p> <p>③入院や手術の必要な小児救急患者をいつでも受け入れられる体制</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
5	4	<p>の整備を進めます。</p> <p>（2）早期治療の促進等</p> <p>①子どもの傷病の早期治療を促進するとともに、子育て家庭の医療費負担の軽減を図るため、乳幼児等への医療費をはじめ、未熟児養育医療費、育成医療費等の助成を行います。</p> <p>②小児がんや慢性疾患等治療が長期にわたる小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患に対し、家族の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担の一部を助成します。</p> <p>③小児慢性特定疾患の子どもと保護者に対し、「大分県ウェルネスハンドブック（小児慢性特定疾患手帳）」を配布するとともに、療育等の相談や情報交換ができる機会を提供します。</p> <p>（新設）</p>	<p>の整備を進めます。</p> <p>（2）早期治療の促進等</p> <p>①子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、子どもの傷病の早期治療を促進し、<u>保健の向上を図るため、市町村が実施する乳幼児等への医療費をはじめ、未熟児養育医療費、育成医療費等の助成を行います。</u></p> <p>②小児がんや慢性疾患等治療が長期にわたる小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患に対し、家族の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担の一部を助成します。</p> <p>③<u>長期に療養が必要な子ども（小児慢性特定疾患児童等）及びその保護者を支えるため、地域における支援体制の強化を図ります。</u></p> <p>④<u>先天性代謝異常等検査の充実を図り、発症予防や正常な発育を支援します。</u></p>
5	5	<p>食育の推進</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「食べることは楽しい」と感じ、家族のふれあいも深まります。</li> <li>・体の成長や健康づくりには、バランスのとれた規則正しい食事が重要であることがわかります。</li> <li>・食品の栄養や安全性について正しく知ること、自分で食品を選び、おいしい料理を作ることができます。</li> <li>・食料の生産、流通、消費の仕組みや自分の住む地域の産物、また、それらに関係する人々等を理解し、地域の食文化を大切にする気持ちが生まれます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>（1）食を通じた家族のふれあい</p>	<p>食育の推進</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「食べることは楽しい」と感じ、家族のふれあいも深まります。</li> <li>・体の成長や健康づくりには、バランスのとれた規則正しい食事が重要であることがわかります。</li> <li>・食品の栄養や安全性について正しく知ること、自分で食品を選び、おいしい料理を作ることができます。</li> <li>・食料の生産、流通、消費の仕組みや自分の住む地域の産物、また、それらに関係する人々等を理解し、地域の食文化を大切にする気持ちが生まれます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>（1）食を通じた家族のふれあい</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
5	5	<p>①食生活改善推進協議会が行う「おやこの食育教室」などを通じて、孫から祖父母まで幅広い世代が一緒に料理や食事をすることで、食の楽しさを伝えていきます。</p> <p>②「第3日曜日（家庭の日）は家族みんなで“いただきます！”の日」の普及・定着化を図ります。</p> <p>（2）望ましい食習慣の定着</p> <p>①乳幼児健診における相談機会の活用や、保育所・幼稚園等との連携等により、正しい食習慣が確立できるよう、食育の充実や食物アレルギー対策など、食に関する取組を推進します。</p> <p>②食生活改善推進協議会が行う「おやこの食育教室」や「子どもの料理教室」などを通じ、食生活指針や食事バランスガイドを活用しながら、食に関する知識と食を選択する力の習得を図ります。</p> <p>③学校において、児童生徒が食に関する正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく力や望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育の中核的役割を担う栄養教諭の配置を進めます。</p> <p>④学校において、学級活動をはじめ家庭科や給食の時間を利用した指導を行うほか、親子料理教室の開催や給食だより等により家庭への積極的な情報提供を行うなど、家庭や地域と連携しながら学校教育活動全体を通じた食育を推進します。</p> <p>（3）地域の食文化の継承</p> <p>①おおいた食育コーディネーターや食育推進ボランティアなど、食育の実践者や団体が、子どもの食に関する講習会や親子料理教室、生産体験学習などの指導者として、地域における食育活動に取り組み、望ましい食習慣の定着や食文化の継承等を図ります。</p> <p>②学校給食において、地産地消を促進し、総合的な学習の時間や他の教科とも連携を図りながら、地域の農林水産業に携わる人々の姿や生産・流通・消費の仕組みを理解させるとともに、地域の伝統的な食文化を大切にしていける心を育成します。</p>	<p>①食生活改善推進協議会が行う「おやこの食育教室」などを通じて、孫から祖父母まで幅広い世代が一緒に料理や食事をすることで、食の楽しさを伝えていきます。</p> <p>②「第3日曜日（家庭の日）は家族みんなで“いただきます！”の日」の普及・定着化を図ります。</p> <p>（2）望ましい食習慣の定着</p> <p>①乳幼児健診における相談機会の活用や、保育所・幼稚園等との連携等により、正しい食習慣が確立できるよう、食育の充実や食物アレルギー対策など、食に関する取組を推進します。</p> <p>②食生活改善推進協議会が行う「おやこの食育教室」や「子どもの料理教室」などを通じ、食生活指針や食事バランスガイドを活用しながら、食に関する知識と食を選択する力の習得を図ります。</p> <p>③学校において、児童生徒が食に関する正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく力や望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育の中核的役割を担う栄養教諭の配置を進めます。</p> <p>④学校において、学級活動をはじめ家庭科や給食の時間を利用した指導を行うほか、親子料理教室の開催や給食だより等により家庭への積極的な情報提供を行うなど、家庭や地域と連携しながら学校教育活動全体を通じた食育を推進します。</p> <p>（3）地域の食文化の継承</p> <p>①おおいた食育コーディネーターやおおいた食育人材バンク（食育ひろげ隊）などの食育の実践者や団体が、子どもの食に関する講習会や親子料理教室、生産体験学習などの指導者として、地域における食育活動に取り組み、望ましい食習慣の定着や食文化の継承等を図ります。</p> <p>②学校給食において、地産地消を促進し、総合的な学習の時間や他の教科とも連携を図りながら、地域の農林水産業に携わる人々の姿や生産・流通・消費の仕組みを理解させるとともに、地域の伝統的な食文化を大切にしていける心を育成します。</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）



## 第6章 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進

章	節(項)	現行計画(後期計画)	新計画(第3期計画)
6	-	<p><u>次代の親づくり</u></p> <p><u>1 めざす姿</u></p> <p>・子どもが、生命の大切さや親になることについて、実感を持って<u>学び、考えることができます。</u></p> <p>・子どもが、学ぶことや働くことについての<u>関心・意欲を高め、しっかりとした職業選択を行うことができます。</u></p> <p>・子どもが、<u>経済的な理由により、学ぶ機会が失われないよう支援</u>します。</p> <p><u>2 具体的な取組</u></p> <p>(1) <u>次代の親になるための意識の醸成</u></p> <p>① <u>ふれあいや対話を通して、家族のきずなを深めるため、「家族の日」(毎月第3日曜日)の普及・啓発を進めます。</u></p> <p>② <u>子どもが、生命の大切さや親になることについて実感を持って学び、考えられるよう、乳幼児とふれ合う機会や子育てに関する学習の充実を図ります。</u></p> <p>(2) <u>若者の自立への支援</u></p> <p>① <u>児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てるために、地域や学校の実態、児童生徒の特性や進路等を考慮しながら、職場体験やインターンシップなどの社会体験活動を積極的に導入します。</u></p> <p>② <u>児童生徒が自分の将来や進路に対して理解を深めながら、集団や社会の中で自己を生かそうとする態度や能力を育むキャリア教育の推進を図ります。</u></p> <p>③ <u>社会的に自立して子育てや家庭づくりを男女が共同して行えるよう、就業体験やボランティア等、青少年を対象とした体験活動の充実を図るとともに、結婚を望む若者の出会いを応援するNPO等の活動を支援します。</u></p> <p>④ <u>若者に、技能を修得させるとともに、企業研修を通して働くことの意義等を理解させることにより、職場理解の促進と職場への定着を図ります。</u></p> <p>⑤ <u>経済的な理由により教育を受ける権利が失われることのないよう</u></p>	<p>(第5章第1節に移設)</p>

章	節(項)	現行計画(後期計画)	新計画(第3期計画)
		奨学金事業の充実を図るとともに、必要に応じて授業料の減免を行います。	
6	1(1)	<p>子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり</p> <p>第1項 確かな学力の向上</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが、夢への挑戦や自己実現できるよう、一人ひとりの学習意欲や習熟の度合いに応じて着実に学力を伸ばします。</li> <li>・学習情報の公表等、開かれた学校づくりが進みます。</li> <li>・学校や家庭、地域が一体となって子どもの学習を支援します。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>①小・中学校の学力向上対策に係る支援</p> <p>ア 子どもの習熟度や適性に応じた学習指導を行うため、学力調査を継続的に実施するとともに、調査結果を踏まえながら学習指導方法の工夫や改善を行います。</p> <p>イ 子どもの学力に関する情報を保護者や校区の関係者に公開するとともに、学校や家庭、地域が一体となった学力向上の取組を支援します。</p> <p>ウ 小学校から中学校に通う9年間を通して指導の連続性が図られるよう、近隣の小・中学校間の連携を促進します。</p> <p>②家庭や地域等学校外での学力定着に係る支援</p> <p>ア 毎日の積み重ねにより学力の定着が図られるよう、親や保護者に対する助言等を通じ、家庭における学習習慣の確立を支援します。</p> <p>イ 学力の維持・向上が図られるよう、教員経験者等地域の人材の協力を得て、放課後の時間や夏休み等長期休暇中における学習支援を実施します。</p> <p>③各市町村教育委員会に対する支援</p>	<p>子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり</p> <p>第1項 確かな学力の育成</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが、夢への挑戦や自己実現できるよう、一人ひとりの学習意欲や習熟の度合いに応じて着実に学力を伸ばします。</li> <li>・学習情報の公表等、開かれた学校づくりが進みます。</li> <li>・学校や家庭、地域が一体となって子どもの学習を支援します。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1)小・中学校の学力向上対策に係る支援</p> <p>①子どもの習熟の程度や適性に応じた学習指導を行うため、学力調査を継続的に実施するとともに、調査結果を踏まえながら学習指導方法の工夫や改善を行います。</p> <p>②子どもの学力に関する情報を保護者や校区の関係者に公開するとともに、学校や家庭、地域が一体となった学力向上の取組を支援します。</p> <p>③小学校から中学校に通う9年間を通して指導の連続性が図られるよう、近隣の小・中学校間の連携を促進します。</p> <p>(2)家庭や地域等学校外での学力定着に係る支援</p> <p>①毎日の積み重ねにより学力の定着が図られるよう、親や保護者に対する助言等を通じ、家庭における学習習慣の確立を支援します。</p> <p>②学力の維持・向上が図られるよう、教員経験者等地域の人材の協力を得て、放課後の時間や土曜日及び、夏休み等長期休暇中における学習支援を実施します。</p> <p>(3)各市町村教育委員会に対する支援</p>

章	節(項)	現行計画(後期計画)	新計画(第3期計画)
6	1(1)	<p>ア <u>各市町村の教育委員会に対し、学力向上に向けた推進計画の策定や、地域総参加による取組が推進されるよう、情報の提供や助言を行います。</u></p> <p>イ <u>推進計画の実効性を高めるため、各市町村教育委員会に「学力向上推進教員」の加配を行うとともに、管内における学力課題解決のための「授業力向上地域研修」を実施します。</u></p>	<p>①<u>市町村学力向上アクションプランの作成や学校全体による組織的な取組及び家庭や地域と連携した取組が推進されるよう、各種協議会を実施し、情報の提供や助言を行います。</u></p> <p>②<u>市町村学力向上アクションプランに基づき、各市町村教育委員会に学力向上支援教員や習熟度別指導推進教員の加配を行います。</u></p>
6	1(2)	<p>子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり</p> <p>第2項 豊かな心の育成</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが、生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等を身に付けることができます。</li> <li>・子どもが、自分の気持ちや考えを相手に適切に伝えるとともに、相手の気持ちや考えを思いやりを持って受け取ることができるようになります。</li> <li>・子どもが、読書を通して、多様なものの見方や考え方を身につけることができます。</li> <li>・子どもが、多彩な文化・芸術を通して豊かな感性や創造性を身につけることができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 道徳教育の充実</p> <p><u>子どもの自立心や自立性、生命を尊重する心を育み、道徳的価値の自覚及び自己の生活についての考えを深め、道徳的実践力が育成できるよう、道徳授業(小・中学校)の工夫・改善や、各教科や総合的な学習の時間など教育活動全体を通じて、道徳教育の充</u></p>	<p>子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり</p> <p>第2項 豊かな心の育成</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが、生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等を身に付けることができます。</li> <li>・子どもが、自分の気持ちや考えを相手に適切に伝えるとともに、相手の気持ちや考えを思いやりを持って受け取ることができるようになります。</li> <li>・子どもが、読書を通して、多様なものの見方や考え方を身につけることができます。</li> <li>・子どもが、多彩な文化・芸術を通して豊かな感性や創造性を身につけることができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 道徳教育の充実</p> <p>①<u>子どもの生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を育み、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考え方を深め、道徳的実践力が育成できるよう、道徳授業(小・中学校)の工夫・改善や、教育活動全体を通じて、</u></p>

章	節(項)	現行計画(後期計画)	新計画(第3期計画)
6	1(2)	<p>実を図ります。</p> <p><u>(2) 福祉のこころの醸成</u></p> <p>①社会福祉への理解と関心を高めるため、ボランティア活動に積極的な学校の取組を支援します。</p> <p>②児童生徒が様々な人々との出会いや自然、地域との関わりの中で<u>気づきを得られるよう、社会福祉施設や地域におけるボランティア活動、農山漁村における自然体験活動など、多様な体験活動を推進します。</u></p> <p><u>(3) コミュニケーション能力の養成</u></p> <p>気持ちや考えを伝え合うコミュニケーション能力を養成するため、<u>授業を通じて話す力や聞く力を養うとともに、児童生徒が互いに話し合っ</u>て課題を解決する機会等を設けます。</p> <p><u>(4) 文化芸術活動の充実</u></p> <p>子どもが文化芸術に触れ、親しむことができるよう、学校に芸術家等の派遣を行うとともに、地域の人材を活用する等、中・高等学校における文化部活動の活性化を図ります。</p> <p><u>(5) 読書活動の充実</u></p> <p>①子どもが本に親しむ機会を増やすため、小学校における全校一斉の<u>朝読書を実施するとともに、地域の人材を活用した読み聞かせの充実を図ります。</u></p> <p>②家庭や地域、学校における子どもの読書活動推進に向けた取組を支援するため、<u>読書活動に役立つ情報の収集・提供を行う「子ども読書支援センター」の設置や、「子ども読書推進員(講師)」の派遣等を行います。また、読み聞かせを行う人材を育成するため、「読み聞かせ入門講座」を県内各地域で実施します。</u></p> <p>③子どもが本に親しむ環境を整えるため、<u>学校図書館について、蔵書の充実や情報センターとしての機能の充実を図るとともに、地域への開放や公立図書館との連携を促進します。</u></p> <p>④県立図書館では、「こどもみらい文庫」を設置して、<u>新刊児童書を整備し、子どもの読書環境の充実を図ります。</u></p>	<p>道徳教育の充実を図ります。</p> <p>(削除)</p> <p>②福祉への理解と関心を高めるため、ボランティア活動に積極的な学校の取組を支援します。</p> <p>③児童生徒が様々な人々との出会いや、地域との関わりの中で<u>社会性や協力する心を育むことができるよう、社会福祉施設や地域におけるボランティア活動を推進します。</u></p> <p><u>(2) コミュニケーション能力の養成</u></p> <p>気持ちや考えを伝え合うコミュニケーション能力を養成するため、<u>学校教育活動全体を通じて伝える力や他者の思いを受け取る力を養うとともに、児童生徒が互いに話し合っ</u>て課題を解決する機会等を設けます。</p> <p><u>(3) 文化芸術活動の充実</u></p> <p>子どもが文化芸術に触れ、親しむことができるよう、学校に芸術家等の派遣を行うとともに、地域の人材を活用する等、中・高等学校における文化部活動の活性化を図ります。</p> <p><u>(4) 読書活動の充実</u></p> <p>①子どもが本に親しむ機会を増やすため、<u>小学校において週1回以上の読書活動の実施を推進するとともに、保護者、ボランティアや地域住民の協力による読み聞かせの充実を図ります。</u></p> <p>②子どもの主体的な読書活動、学習活動の充実のため、<u>学校図書館の「読書センター」「学習・情報センター」としての機能の充実を図り、計画的な図書館活用を推進します。</u></p> <p>③県立図書館情報ネットワーク(OLIB)による、<u>小中学校への貸出や、県立図書館の休館日を開放した調べ学習体験(スクールサービスデー)を実施するなど、公立図書館と学校が連携した取組を促進します。</u></p> <p>④家庭や地域、学校における取組を支援するため、引き続き「<u>子ども読書支援センター</u>」により、<u>読書活動に役立つ情報の収集・提供を行うとともに、早い時期での子どもの読書習慣形成のため、乳児期からの読書活動を支援するテキストの作成や研修を実施</u></p>

章	節(項)	現行計画(後期計画)	新計画(第3期計画)
			<p>します。</p>
6	1(3)	<p>子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり</p> <p>第3項 <u>健やか体の育成</u></p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが運動やスポーツの楽しさや喜びを味わうことにより、主体的に運動やスポーツに親しむ資質や能力が育成されます。</li> <li>・子どもの生活習慣が改善されるとともに、体力や運動能力が向上します。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>①<u>児童生徒の体力向上を図るため、「体力向上実践校(小学校12校、中学校6校)」における地域人材の活用等の取組や、「体育専科教員活用モデル校」(小学校6校)における体育専科教員と学級担任の複数指導等の取組をモデル的に実施するとともに、子どもの体力や運動能力の向上に向けたプランを策定します。</u></p> <p>②<u>児童生徒が運動やスポーツに親しみながら体力を高められるよう、小学校の体育の授業や中学校の運動部活動に地域のスポーツ指導者を派遣します。</u></p> <p><u>また、中学校の運動部活動の活性化等を図るため、指導者講習を充実します。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり</p> <p>第3項 <u>健康・体力づくりの推進</u></p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが運動やスポーツの楽しさや喜びを味わうことにより、主体的に運動やスポーツに親しむ資質や能力が育成されます。</li> <li>・子どもの生活習慣が改善されるとともに、体力や運動能力が向上します。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>①<u>児童の体力向上を図るため、体育専科教員を県下全域に配置し、学校体育の充実を図るとともに、運動に取り組みやすい環境の整備を促します。</u></p> <p>②<u>運動部活動の活性化を図るために、地域スポーツ指導者の活用を促進します。</u></p> <p>③<u>県下全ての公立小学校、中学校、高等学校において、体力向上プランを作成し、プランに基づいた児童生徒の体力向上に向けた「一校一実践」に取り組むことにより、運動好きな児童生徒を増やし、運動の習慣化・日常化を図ります。</u></p>

章	節(項)	現行計画(後期計画)	新計画(第3期計画)
6	1(4)	<p>子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり 第4項 幼児教育の充実 1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育から小学校教育への円滑な接続が図られます。</li> <li>・地域の幼稚園や保育所の教育課程・保育課程に関する情報が発信され、保護者が適切に選択できるようになります。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>①子どもにおける「小1プロブレム」の発生を抑えるとともに、就学前後の不安を解消するため、「<u>推進小学校</u>」において関係幼稚園や保育所との連携を図り、<u>小学校低学年(1～2年)の児童と、幼稚園の園児や保育所の児童の交流事業を年数回実施します。</u> また、「<u>推進小学校</u>」の取組を全域に広げるため、「<u>幼保小連携マニュアル</u>」の作成・配布や、<u>研修会等を実施します。</u></p> <p>②幼稚園、保育所、認定こども園等就学前施設における教育等の計画(教育課程・保育課程)を充実したものにするため、「<u>幼保小連携マニュアル</u>」の作成や、<u>幼保小連携研修会の開催、教育課程・保育課程の実態調査を行うとともに、必要に応じ指導・助言を行います。</u></p> <p>③市町村に対し、<u>幼稚園、保育所、小学校の連携窓口の教育委員会への一本化を働きかけるとともに、幼児教育振興プログラムに幼保小連携を盛り込むこと、「幼保小連携マニュアル」に事例を掲載すること等について働きかけます。</u></p>	<p>子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり 第4項 幼児教育の充実 1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育から小学校教育への円滑な接続が図られます。</li> <li>・地域の幼稚園や保育所等の教育課程・保育課程に関する情報が発信され、保護者が適切に選択できるようになります。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>①<u>小学校1年生における「小1プロブレム」の発生を抑えるとともに、就学前後の不安を解消するため、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等の教職員を対象とした研修会等を実施します。</u></p> <p>②幼稚園、保育所、認定こども園等就学前施設における教育等の計画(教育課程・保育課程)を充実したものにするため、<u>研修会等の開催、教育課程・保育課程の実態調査を行うとともに、必要に応じ指導・助言を行います。</u></p> <p>③<u>子ども・子育て支援新制度に対応する幼児教育振興プログラムの策定・改善を働きかけます。</u></p>
6	1(5)	<p>子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり 第5項 信頼される学校づくり 1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や地域住民の意向が学校運営に反映されることにより、学</li> </ul>	<p>子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり 第5項 信頼される学校づくり 1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や地域住民の意向が学校運営に反映されることにより、学</li> </ul>

章	節(項)	現行計画(後期計画)	新計画(第3期計画)
6	1(5)	<p>校がより身近になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供や施設の開放等により、学校に対する信頼が深まり、協力関係が構築されます。</li> <li>・保護者の意見や地域の教育力を学校運営に活かすことで、特色を生かした教育活動を展開できます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 開かれた学校づくりの推進</p> <p>①学校の教育活動を保護者や地域の方々に積極的に公開する等、県民の教育に対する関心と理解を深めます。</p> <p>②明日の大分を担う心豊かでたくましい子どもを育成すること等を目的に条例で制定された「おおいた教育の日」(11月1日)や「おおいた教育週間」(11月1日～7日)において、県民が身近な場所で教育や子どものことを考える機会を提供します。</p> <p>③保護者や児童生徒等からのアンケートを取り入れた学校評価を行います。また、結果をホームページ等で公開するとともに、課題に対して必要な対策を講じ、改善を図ります。</p> <p>④保護者や地域住民からなる「<u>学校評議員制度</u>」を活用するなど、より地域に密着した特色ある教育活動を展開します。</p> <p>⑤各学校のニーズに応じて、地域の優れた人材を授業や部活動等へ活用するなど、様々な場面での保護者や地域住民の協力を通じ、学校教育の一層の活性化を図ります。</p> <p>⑥体育館や図書館、余裕教室等、学校施設の開放や、各地域で教員の専門性を生かした講座の実施等、コミュニティの拠点として学校における教育力の積極的な活用を促進します。</p> <p>(2) 豊かな教育環境づくりの推進</p> <p>①子どもや地域の実情に応じた特色ある学校づくりに向け、<u>教職員が生き生きと教育活動に取り組めるよう、職員との対話に重きをおいた組織マネジメント</u>を行うなど、校長のリーダーシップによ</p>	<p>校がより身近になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供や施設の開放等により、学校に対する信頼が深まり、協力関係が構築されます。</li> <li>・保護者の意見や地域の教育力を学校運営に活かすことで、特色を生かした教育活動を展開できます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 開かれた学校づくりの推進</p> <p>①学校の教育活動を保護者や地域の方々に積極的に公開する等、県民の教育に対する関心と理解を深めます。</p> <p>②明日の大分を担う心豊かでたくましい子どもを育成すること等を目的に条例で制定された「おおいた教育の日」(11月1日)や「おおいた教育週間」(11月1日～7日)において、県民が身近な場所で教育や子どものことを考える機会を提供します。</p> <p>③保護者や児童生徒等からのアンケートを取り入れた学校評価を行います。<u>その際、重点目標に即した項目により評価します。</u>また、結果をホームページ等により公表を進めるとともに、課題に対して必要な対策を講じ、改善を図ります。</p> <p>④保護者や地域住民からなる「<u>学校運営協議会制度</u>」や、<u>外部関係者の客観的評価</u>などを活用して、より地域に密着した特色ある教育活動を展開し、<u>その取組をホームページ等で積極的に発信します。</u></p> <p>⑤各学校のニーズに応じて、地域の優れた人材を授業や部活動等へ活用するなど、様々な場面での保護者や地域住民の協力を通じ、学校教育の一層の活性化を図ります。</p> <p>⑥体育館や図書館、余裕教室等、学校施設の開放や、各地域で教員の専門性を生かした講座の実施等、コミュニティの拠点として学校における教育力の積極的な活用を促進します。</p> <p>(2) 豊かな教育環境づくりの推進</p> <p>①「<u>芯の通った</u>」<u>学校組織の推進</u> 各学校が具体的な目標を設定し、学校全体で組織的に取り組む「<u>芯の通った学校組織</u>」の質の向上により、子どもたちの学力・</p>

章	節(項)	現行計画(後期計画)	新計画(第3期計画)
6	1(5)	<p>る組織の活性化や教職員の資質向上を図ります。</p> <p>②教員採用選考試験を工夫・改善して魅力あるすぐれた教員を確保し、適正な人事配置を行うとともに、<u>教員の意識改革や資質・能力の向上を図るため、各種研修や教職員評価システムの充実を図ります。</u></p> <p>(3) 安全・安心な学校づくりの推進</p> <p>①児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、学校施設の耐震化や老朽化対策などを推進するとともに、木材を利用するなど、快適でゆとりのある施設の整備を進めます。</p> <p>②コンピュータやインターネット接続機器など新しい教育に対応するための施設・設備の整備を進めます。</p> <p>③登下校時や校内における事件や事故、災害から子どもを守るため、学校の危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域や関係機関との連携による安全対策を構築します。</p> <p>④インフルエンザや感染症胃腸炎のほか、新型インフルエンザなど新たな感染症についても十分な対応が取れるよう万全な対策を講じます。</p>	<p>体力の向上を図るとともに、いじめ等の諸課題に迅速・適切に対応します。</p> <p>②教員採用選考試験を工夫・改善して魅力あるすぐれた教員を確保し、適正な人事配置を行うとともに、「<u>大分県公立学校教職員の人材育成方針</u>」に基づき、本県の教育課題を踏まえた人材育成を進めます。</p> <p>(3) 安全・安心な学校づくりの推進</p> <p>①児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、学校施設の耐震化や老朽化対策などを推進するとともに、木材を利用するなど、快適でゆとりのある施設の整備を進めます。</p> <p>②コンピュータや多機能型端末など21世紀型の新しい教育に適する施設・設備の整備を進めます。</p> <p>③登下校時や校内における事件や事故、災害から子どもを守るため、学校の危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域や関係機関との連携による安全対策を構築します。</p> <p>④インフルエンザや感染症胃腸炎のほか、新型インフルエンザなど新たな感染症についても十分な対応が取れるよう万全な対策を講じます。</p>
6	2	<p>家庭や地域の教育力の向上</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親としてのあり方や子育ての楽しさ、悩みなどを共有したり、助言しあうことができます。</li> <li>・子どもにとって、地域における活動の場が充実します。</li> <li>・地域の人々の見守りにより、子どもの安全が保たれ、親や保護者</li> </ul>	<p>家庭や地域の教育力の向上</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親としてのあり方や子育ての楽しさ、悩みなどを共有したり、助言しあったりすることができます。</li> <li>・子どもにとって、地域における活動の場が充実します。</li> <li>・地域の人々の見守りにより、子どもの安全が保たれ、親や保護者</li> </ul>



章	節(項)	現行計画(後期計画)	新計画(第3期計画)
6	2	<p>の安心につながります。</p> <p>・地域の大人にとって、子どもとふれ合う機会や、知識、技能を発揮できる機会が増えます。</p> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 家庭の教育力の向上</p> <p>①親としてのあり方や子育ての楽しさなどについて仲間と一緒に学び、家庭教育を積極的に実践する「親学」について、啓発資料「<u>おおいた『親学のすすめ』読本</u>」を活用して、PTAの研修会等で普及啓発を行います。</p> <p>②県ホームページにおいて、子育てに関する様々な情報を提供し、<u>家庭教育の啓発や子育て相談など</u>、親への支援を行います。</p> <p>③家庭への支援に際し、乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と保育についての理解に重点を置きます。</p> <p>(2) 地域の教育力向上のためのネットワークづくり</p> <p>①公民館等を拠点に、学校、家庭、地域社会が連携・協働して子どもを育てる「協育」ネットワークの構築を引き続き推進するとともに、中核となるコーディネーターの資質向上等を図ります。</p> <p>②子どもや若者に芸術文化に触れる機会を提供するため、演奏家や文化団体等を地域の学校に派遣し、<u>ミニコンサートや交流会等を開催するとともに、劇場への招待や文化活動に対する支援</u>を行います。</p> <p>また、地域の人材を活用し、講習会や研修会の開催、学校における文化活動の指導等を行います。</p> <p>③児童生徒が様々な人々との出会いや自然、地域との関わりの中で気づきを得られるよう、子どもや子育て家庭が参加できる<u>農作業体験や料理教室等</u>を開催します。</p> <p>④子どもに「ものづくり」や「技能」への関心を高めてもらうため、技能士や技術者等を学校に派遣し、ものづくり体験教室(小・中学校)や<u>技能検定三級取得のための講座(高校)</u>等を開催します。</p>	<p>の安心につながります。</p> <p>・地域の大人にとって、子どもとふれ合う機会や、知識、技能を発揮できる機会が増えます。</p> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 家庭の教育力の向上</p> <p>①親としてのあり方や子育ての楽しさなどについて仲間と一緒に語り合い、今後の家庭教育の実践に活かす参加体験型学習や父親部会の活性化に向けた研修の講師となる「<u>おおいた家庭教育支援推進員</u>」をPTAの研修会等に派遣します。</p> <p>②県ホームページにおいて、<u>家庭教育の啓発に関することや子育て相談の窓口紹介など</u>子育てに関する様々な情報を提供し、親への支援を行います。</p> <p>③家庭への支援に際し、乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と保育についての理解に重点を置きます。</p> <p>(2) 地域の教育力向上のためのネットワークづくり</p> <p>①公民館等を拠点に、学校、家庭、地域社会が連携・協働して子どもを育てる「協育」ネットワークの構築を引き続き推進するとともに、中核となるコーディネーターの資質向上等を図ります。</p> <p>②子どもや若者に芸術文化に触れる機会を提供するため、演奏家や文化団体を地域の学校に派遣し、<u>ミニコンサートの開催や演奏家等との交流の場を設けるとともに、大分県立美術館で開催する子どもを対象としたワークショップや子どもから大人まで楽しめる展覧会など</u>、文化活動に対する支援を行います。</p> <p>また、地域の人材を活用し、講習会や研修会の開催、学校における文化活動の指導等を行います。</p> <p>③児童生徒が様々な人々との出会いや自然、地域との関わりの中で気づきを得られるよう、子どもや子育て家庭が参加できる<u>農林水産業体験や料理教室等</u>を開催します。</p> <p>④子どもに「ものづくり」や「技能」への関心を高めてもらうため、技能士や技術者等を学校に派遣し、ものづくり体験教室(小学校)を開催します。また、<u>熟練技能者等を工業系高校に派遣して、技</u></p>

章	節(項)	現行計画(後期計画)	新計画(第3期計画)
6	2	<p>また、<u>科学技術に対する夢を育んでもらうよう、科学体験イベントを集めたポータルサイト等により情報発信を行うとともに、児童生徒を対象にした、科学技術イベントを開催します。</u></p> <p>(新設)</p> <p>⑤次代を担う子どもたちが、地球環境等の環境保全に関する問題について、地域の中で主体的に考え、実践的に行動できるよう、「こどもエコクラブ」の結成を促進します。</p> <p>また、<u>将来を担う小中高生の環境保全意識の高揚を図るため、要望に応じて、学習会等へ大分県環境教育アドバイザーを派遣します。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>能検定2級資格取得や、ものづくりコンテスト等での上位入賞を目指し、技術、技能を集中的に指導します。あわせて、非工業系職種を中心に、高校生の技能検定3級資格取得のための技術指導を行います。</p> <p>⑤<u>子どもたちの科学や技術への興味・関心を高めるため、科学体験スペース「O-L a b o」を設置し、科学や技術に関する体験を通じて学習できる講座を実施します。さらに県内各地域における科学体験活動を活性化させるため、出前講座や科学体験イベントを実施します。</u></p> <p>⑥次代を担う子どもたちが、地球環境等の環境保全に関する問題について、地域の中で主体的に考え、実践的に行動できるよう、「こどもエコクラブ」の結成を促進します。</p> <p>また、小中高生の環境保全意識の高揚を図るため、要望に応じて、学習会等へ大分県環境教育アドバイザーを派遣します。</p> <p>⑦<u>次世代を担う子どもたちが、森林や自然に対する理解や関心を高めるため、「森の先生」を派遣し、森林環境教育を推進します。また、子どもたちが、木のおもちやと触れあえる木育も推進します。</u></p> <p>⑧次代を担う子どもたちが環境問題への関心や理解を深め、解決に向けて自ら考え行動する力を育むため、<u>子どもたちの自然体験活動など、実体験を伴う年間を通じた環境学習計画を策定し活動する団体に対して支援を行います。</u></p> <p>⑨「協育」ネットワークを活用し、<u>地域における家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援部会を組織し、家庭教育に関する地域課題の解決と親支援を行います。</u></p>

## 第7章 子どもにとって安全・安心なまちづくり

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
7	1	<p>子育てしやすい生活環境づくり</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭にとって、ゆとりがあり安心して住める住宅が増えます。</li> <li>・住宅と子育て支援施設の近接化が進むことにより、通園、通学する際の子どもの負担や親の不安が軽減されます。</li> <li>・川や海などきれいな水環境や空気に囲まれ、安心して子育てができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>（1）良質な住宅の確保</p> <p>①子育てしやすい居住環境を整備するため、公営住宅のバリアフリー化や建替えを行います。</p> <p>また、子どもの成長や家族構成の変化に対応できる、長期優良住宅の普及を図ります。</p> <p>②子育て家庭における経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を推進します。</p> <p>③子どもをシックハウスによる健康被害から守るため、有害物質を発生する建築材料の使用を抑制するほか、室内空気環境測定や相談のための体制整備等を推進します。</p> <p>（2）良好な生活環境の確保</p> <p>①通園や通学、子どもの送り迎えの負担を軽減するため、公営住宅を整備するに当たっては住宅と子育て支援施設の近接化・一体化を推進します。</p> <p>②河川や海の水質汚濁の原因となる生活排水対策を進めるため、下水道や農業・漁業集落排水、浄化槽などの生活排水処理施設の整備を促進します。</p> <p>また、廃食用油等の適正処理や洗剤の適正使用等、日常生活の中で取り組める生活排水対策についての理解と協力を呼びかけるため、「ごみゼロおおいた作戦」の一環として、「生活排水きれい推進月間」（9月10日～10月10日）を定め、各種啓発活動を実施します。</p>	<p>子育てしやすい生活環境づくり</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭にとって、ゆとりがあり安心して住める住宅が増えます。</li> <li>・住宅と子育て支援施設の近接化が進むことにより、通園、通学する際の子どもの負担や親の不安が軽減されます。</li> <li>・川や海などきれいな水環境や空気に囲まれ、安心して子育てができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>（1）良質な住宅の確保</p> <p>①子育てしやすい居住環境を整備するため、公営住宅のバリアフリー化や建替えを行います。</p> <p>また、子どもの成長や家族構成の変化に対応できる、長期優良住宅の普及を図るほか、<u>子ども部屋増築等のリフォーム改修支援を行います。</u></p> <p>②子育て家庭における経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を推進します。</p> <p>③子どもをシックハウスによる健康被害から守るため、有害物質を発生する建築材料の使用を抑制するほか、室内空気環境測定や相談のための体制整備等を推進します。</p> <p>（2）良好な生活環境の確保</p> <p>①通園や通学、子どもの送り迎えの負担を軽減するため、公営住宅を整備するに当たっては住宅と子育て支援施設の近接化・一体化を推進します。</p> <p>②河川や海などの水質を保全するため、下水道や農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を促進します。</p> <p>また、廃食用油等の適正処理や洗剤の適正使用等、日常生活の中で取り組める生活排水対策についての理解と協力を呼びかけるため、「ごみゼロおおいた作戦」の一環として、「生活排水きれい推進月間」（9月10日～10月10日）を定め、各種啓発活動を実施します。</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
7	1	<p>③子どもが屋外での遊びやレジャーを安心して楽しめるよう、海や河川等の水質や大気の状態を常時監視するとともに、必要に応じて迅速な広報を行います。</p> <p>④子どもの学習や睡眠にとって良好な環境を保つため、測定や監視を通じ騒音の低減に努めます。</p>	<p>③子どもが屋外での遊びやレジャーを安心して楽しめるよう、海や河川等の水質や大気の状態を常時監視するとともに、必要に応じて迅速な広報を行います。</p> <p>④子どもの学習や睡眠にとって良好な環境を保つため、測定や監視を通じ騒音の低減に努めます。</p>
7	2	<p>安心して外出できる環境づくり</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭や妊娠中の方に対する配慮が行き届き、安心して外出ができるようになります。</li> <li>・子どもが、友達と一緒に外で元気に遊ぶことができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 子育てバリアフリー化の推進と情報提供</p> <p>①県民一人ひとりが他人を思いやる気持ちを持つ、「心のユニバーサルデザイン」について意識の醸成を推進するため、県ホームページにおいて、ユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）の考え方や県内の取組事例等を紹介するなど、UDに関する広報啓発に努めます。</p> <p>②子ども連れでも安心して外出できるよう、公道や公共施設等において、歩道の段差解消や障がい物の除去、ベビー・シートを備えたトイレの設置促進を行うなど、UDの考え方を基本にしたまちづくりを進めます。</p> <p>③民間の事業者や団体等の自主的な取組を促進するため、子ども連れでも気軽に参加できるイベントの実施や子育て家庭への開放を行う施設への支援を行うとともに、子どもや妊娠中の方が利用しやすいようノンステップバス導入の支援を行います。</p>	<p>安心して外出できる環境づくり</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭や妊娠中の方に対する配慮が行き届き、安心して外出ができるようになります。</li> <li>・子どもが、友達と一緒に外で元気に安心して遊ぶことができます。</li> </ul> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 子育てバリアフリー化の推進と情報提供</p> <p>①ユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）について、県民への意識の醸成を推進するため、企業等と連携してUD体験空間を設置するほか、小中学生等に対してUD出前授業を実施するなど、UDに関する広報啓発に努めます。</p> <p>②子ども連れでも安心して外出できるよう、公道や公共施設等において、歩道の段差解消や障がい物の除去、ベビー・シートを備えたトイレの設置促進を行うなど、UDの考え方を基本にしたまちづくりを進めます。</p> <p>③民間の事業者や団体等の自主的な取組を促進するため、子ども連れでも気軽に参加できるイベントの実施や子育て家庭への開放を行う施設への支援を行うとともに、子どもや妊娠中の方が利用しやすいようノンステップバス導入の支援を行います。</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
7	2	<p>④県ホームページ「大分バリアフリーマップ」において、ショッピング施設や飲食店、文化・レジャー施設等におけるバリアフリー情報をはじめ、妊娠中の方や小さな子ども連れの方が利用しやすい施設等に関する情報提供を行います。</p> <p>（第1節（2）から統合）</p> <p>（2）安全な遊び場の整備</p> <p>①子ども連れでも外出しやすくなるよう、商店街の空き店舗を活用した保育サービス施設や、子育て家庭の交流の場等コミュニティ施設の設置・運営を支援します。</p> <p>②子育て家庭が、安心してスポーツに親しめるよう、野球場やプール、弓道場など、県営「大洲総合運動公園」の老朽化した施設の補修を進めます。</p> <p>また、大分スポーツ公園をはじめ他の県営公園でも、より快適に利用できるよう、施設の改修を進めます。</p> <p>さらに、関係市町村に対しても、国庫補助制度を活用して、古くなった遊具等公園施設の更新を行うよう働きかけます。</p> <p>（新設）</p>	<p>④県ホームページ「大分バリアフリーマップ」において、ショッピング施設や飲食店、文化・レジャー施設等におけるバリアフリー情報をはじめ、妊娠中の方や小さな子ども連れの方が利用しやすい施設等に関する情報提供を行うとともに、妊産婦の方等も優先して使用できる「あったか・はーと駐車場」の設置を推進します。</p> <p>⑤子供連れでも安心して外出し、歩きたくなるようなコミュニティ機能を有する場所として、また、子供も楽しくすごせる商店街づくりに向けて支援します。</p> <p>（2）安全な遊び場の整備</p> <p>（（1）に移設）</p> <p>①子育て家庭が、安心してスポーツ等に親しめるよう、「高尾山自然公園」や「大洲総合運動公園」、「大分スポーツ公園」の老朽化した遊具やスポーツ施設の更新を進めます。また、施設の更新にあたっては、利用者のニーズに合わせた整備を行います。</p> <p>さらに、関係市町村に対しても、国庫補助制度等を活用して、公園整備や老朽化した遊具等施設の更新を行うよう働きかけます。</p> <p>②豊かな自然と親しみながら、体験農園や親子物づくり教室などを通して農業・農村の文化等を学習し、子育て家庭でも楽しめる空間を提供する「農業文化公園」の運営を支援します。</p>
7	3	<p>子どもの安全を守るまちづくり</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民一人ひとりの交通安全意識や防犯意識が高まり、安心して暮らすことのできる地域社会になります。</li> <li>・地域ぐるみで、子どもを交通事故や犯罪から守ります。</li> </ul>	<p>子どもの安全を守るまちづくり</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民一人ひとりの交通安全意識や防犯意識が高まり、安心して暮らすことのできる地域社会になります。</li> <li>・地域ぐるみで、子どもを交通事故や犯罪から守ります。</li> </ul>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
7	3	<p>・被害に遭った場合でも、適切なケアやサポートが受けられます。  <u>・消費者トラブルから身を守ることができます。</u></p> <p>2 具体的な取組  (1) 子どもを交通事故から守る取組  ①安全な道路交通環境の整備  子どもが交通事故に遭うことを防止するため、<u>歩車分離式信号機を導入するなど、効果的な事故防止対策に取り組めます。</u>  <u>また、「通学路」の歩道設置や歩行位置明示等の整備を行うとともに、子どもを含む歩行者や自転車の人身事故が多い「あんしん歩行エリア」において、車両速度の抑制や右折レーン設置等の事故軽減対策を行います。</u></p> <p>(新設)</p> <p>②交通安全活動の推進  ア 交通安全に対する理解・浸透を図るため、県民総参加による交通安全運動を季節ごとに実施するとともに、様々な広報媒体を活用した普及・啓発を行います。  イ 親子で一緒に交通ルールやマナーを学べるよう、幼児交通安全クラブをはじめ、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。  ウ 自転車乗車時における子どもの事故を防止するため、自転車乗車用ヘルメットの着用や、幼児二人同乗用自転車の安全利用等についての指導を徹底します。  エ シートベルトやチャイルドシートの利用促進を図るため、着用効果と正しい使用方法に関する広報・啓発を行います。</p> <p>(2) 子どもを犯罪から守る取組  ①犯罪被害の未然防止  ア 子どもを犯罪から守るため、地域住民のみなさんと一緒に通学路や公園等危険と思われる箇所の点検を行い、管理者に対して防犯設備設置を促すとともに、県警ホームページ「おおいだ防犯マップみ</p>	<p>・被害に遭った場合でも、適切なケアやサポートが受けられます。  ・(削除)</p> <p>2 具体的な取組  (1) 子どもを交通事故から守る取組  ①安全な道路交通環境の整備  ア 子どもが交通事故に遭うことを防止するため、<u>教育委員会、学校、警察及び道路管理者等で連携して通学路の「合同点検」を実施し、信号機の新設や歩行者空間の確保等、道路交通環境の整備を推進します。</u></p> <p>イ <u>生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域、いわゆるゾーンを定めて時速30キロの速度規制を実施し、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策(ゾーン30)を推進します。</u></p> <p>②交通安全活動の推進  ア 交通安全に対する理解・浸透を図るため、県民総参加による交通安全運動を季節ごとに実施するとともに、様々な広報媒体を活用した普及・啓発を行います。  イ 親子で一緒に交通ルールやマナーを学べるよう、幼児交通安全クラブをはじめ、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。  ウ 自転車乗車時における子どもの事故を防止するため、自転車乗車用ヘルメットの着用や、幼児二人同乗用自転車の安全利用等についての指導を徹底します。  エ シートベルトやチャイルドシートの利用促進を図るため、着用効果と正しい使用方法に関する広報・啓発を行います。</p> <p>(2) 子どもを犯罪から守る取組  ①犯罪被害の未然防止  ア 子どもを犯罪から守るため、地域住民のみなさんと一緒に通学路や公園等危険と思われる箇所の点検を行い、管理者に対して防犯設備設置を促すとともに、県警ホームページ「おおいだ防犯マップみ</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
7	3	<p>はるちゃん」や「まもめーる」等を活用し、防犯情報の提供に努めます。</p> <p>イ 緊急時に子どもが助けを求められるよう、「こども連絡所」の設置促進や運用支援を行います。</p> <p>ウ 学校や地域と連携し、子どもを対象とした防犯教室等を実施するとともに、防犯機器の普及啓発に努めます。</p> <p>エ 自主防犯パトロール隊など地域の防犯ボランティアや市町村及び事業者等関係機関との連携を密にし、円滑な防犯活動を推進します。</p> <p>オ 交番の機能を強化するため、交番相談員を充実し、通学路や学校周辺の警察官によるパトロールを強化します。</p> <p>カ 学校における子どもの安全確保・子どもの犯罪被害の防止等を図るため、「スクールサポーター」を充実させるとともに、活用を推進します。</p> <p>キ <u>携帯電話やインターネットを使った架空請求等の消費者トラブルに巻き込まれないよう、高校生や保護者を対象にした啓発講座の開催や資料の提供等</u>を行います。</p> <p>②犯罪被害に遭った子どもへの支援</p> <p>ア 犯罪被害に遭った少年の早期発見や保護に向けた取組を推進するため、「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、子どもや保護者からの相談に応じます。</p> <p>イ 犯罪被害に遭った子どもやその家族に対し、「少年サポーター」や関係機関の専門家等による相談・カウンセリングを実施するなど、組織的かつ継続的な支援を行います。</p>	<p>はるちゃん」や「まもめーる」等を活用し、防犯情報の提供に努めます。</p> <p>イ 緊急時に子どもが助けを求められるよう、「こども連絡所」の設置促進や運用支援を行います。</p> <p>ウ 学校や地域と連携し、子どもを対象とした防犯教室等を実施するとともに、防犯機器の普及啓発に努めます。</p> <p>エ <u>登下校時における子どもの見守り活動を行う自主防犯パトロール隊など、地域の防犯ボランティアや市町村及び事業者等関係機関との連携を密にし、円滑な防犯活動を推進します</u></p> <p>オ 交番の機能を強化するため、交番相談員を充実し、通学路や学校周辺の警察官によるパトロールを強化します。</p> <p>カ 学校における子どもの安全確保・子どもの犯罪被害の防止等を図るため、「スクールサポーター」を充実させるとともに、活用を推進します。</p> <p>(第7章第4節と統合)</p> <p>②犯罪被害に遭った子どもへの支援</p> <p>ア 犯罪被害に遭った少年の早期発見や保護に向けた取組を推進するため、「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、子どもや保護者を支援します。</p> <p>イ 犯罪被害に遭った子どもやその家族に対し、「少年サポーター」や関係機関の専門家等による相談・カウンセリングを実施するなど、組織的かつ継続的な支援を行います。</p>
7	4	<p>子どもの非行を防ぐ環境づくり</p> <p>1 めざす姿</p>	<p>子どもの非行を防ぐ環境づくり</p> <p>1 めざす姿</p>

章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
7	4	<p>・子どもを取り巻く有害な社会環境を浄化し、子どもを非行から守ります。</p> <p>・悩みを抱える子どもや親の気持ちに寄り添い、問題解決まで継続的な支援を行います。</p> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 非行を防ぐ運動の推進</p> <p>家庭や学校、地域の関係団体で構成する青少年健全育成協議会が少年補導員等と一緒に地域を巡回する「ヤングサポートパトロール」や、街頭での「声かけ活動」等を継続的に実施します。</p> <p>(2) 子どもの健全な育成を阻害する環境の浄化</p> <p>①性的感情を刺激し、粗暴性や残虐性を植え付け、犯罪や自殺を誘発するような有害環境を浄化するため、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間（7月）」等において、家庭、地域、学校、職場、行政が一体となり、県下一斉立入調査を実施し、青少年を取り巻く有害図書や有害興行の一掃等を行います。</p> <p>②児童ポルノ・児童買春事件や少年の飲酒・喫煙を助長する事件等、子どもの福祉を害する犯罪の取締りを強化します。</p> <p>((4) から移設)</p> <p>③学校と連携して、子どもや保護者に携帯電話のフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の重要性等を広報啓発し、出会い系サイト等犯罪防止対策を推進します。</p>	<p>・子どもを取り巻く有害な社会環境を浄化し、子どもを非行から守ります。</p> <p>・悩みを抱える子どもや親の気持ちに寄り添い、問題解決まで継続的な支援を行います。</p> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 非行を防ぐ運動の推進</p> <p>①子どもの健全な育成を阻害する環境の浄化</p> <p>ア 家庭や学校、地域の関係団体で構成する青少年健全育成協議会が少年補導員等と一緒に地域を巡回する「ヤングサポートパトロール」や、街頭での「声かけ活動」等を継続的に実施します。</p> <p>イ 性的感情を刺激し、粗暴性や残虐性を植え付け、犯罪や自殺を誘発するような有害環境を浄化するため、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間（7月）」等において、家庭、地域、学校、職場、行政が一体となり、県下一斉立入調査を実施し、青少年を取り巻く有害図書や有害興行の一掃等を行います。</p> <p>ウ 児童ポルノ・児童買春事件や少年の飲酒・喫煙を助長する事件等、子どもの福祉を害する犯罪の取締りを強化します。</p> <p>②喫煙・薬物乱用の防止</p> <p>ア たばこ販売業者等に対して、対面販売時における年齢確認の徹底と街頭啓発活動の積極的な促進を呼びかけ、未成年者の喫煙防止に取り組みます。</p> <p>イ 中学・高等学校における薬物乱用防止講座の開催や、大分県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を推進するなど、薬物乱用の防止に取り組みます。</p> <p>③ネット安全教育の推進</p> <p>ア 学校と連携して、子どもや保護者にスマートフォン・携帯電話のフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の重要性やスマートフォン・携帯電話の利用についての家庭内でのルール作りの大切さ等を広報啓発し、出会い系サイト等犯罪防止対策を推進するとともに、サイバー補導により不適切な書き込みをした少年に接触して福祉犯被害を未然に防ぎます。</p>



章	節	現行計画（後期計画）	新計画（第3期計画）
7	4	<p>（3）<u>非行問題に関する相談や支援の実施</u></p> <p>①問題行動を早期発見・早期対応するため、警察やボランティア等により、少年のたまり場等において重点的な街頭補導活動を推進します。</p> <p>②県内3か所にある「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、非行問題を中心に悩みを抱える子どもや保護者等からの相談に応じるとともに、他機関とも連携し、問題解決に向けた継続的な支援を行います。</p> <p>③子どもの気持ちに寄り添った相談や支援を行うため、スクールカウンセラーの活用を促進します。</p> <p>（4）<u>喫煙・薬物乱用の防止</u></p> <p>①たばこ販売業者等に対して、対面販売時における年齢確認の徹底と街頭啓発活動の積極的な促進を呼びかけ、未成年者の喫煙防止に取り組みます。</p> <p>②中学・高等学校における薬物乱用防止講座の開催や、大分県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を推進するなど、薬物乱用の防止に取り組めます。</p>	<p><u>イ 児童・生徒によるSNS（ツイッターやLINE）の利用に伴う社会問題化が増加している傾向から、児童・生徒・教職員を対象としたネットトラブル・情報モラル出前授業を通してネット消費者教育を実施します。また、教職員や保護者等に対して情報モラルや情報セキュリティに関する知識と支援方法等についての講習会を実施し、校内で児童・生徒に指導できる人材を育成します。</u></p> <p>（2）<u>非行問題に関する相談や支援の実施</u></p> <p>①問題行動を早期発見・早期対応するため、警察やボランティア等により、少年のたまり場等において重点的な街頭補導活動を推進します。</p> <p>②県内3か所にある「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、非行問題を中心に悩みを抱える子どもや保護者等からの相談に応じるとともに、他機関とも連携し、問題解決に向けた継続的な支援を行います。</p> <p>③子どもの気持ちに寄り添った相談や支援を行うため、スクールカウンセラーの活用を促進します。</p> <p>（（3）に移設）</p>